

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	国際連合平和維持活動(PKO)分担金		担当部局庁	総合外交政策局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成6年度開始		担当課室	国連企画調整課		課長 久野 和博		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶー1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項/国連憲章第17条2項、各PKO等設立及び派遣期間延長並びにマンデート変更に関する安保理決議		関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際連合平和維持活動(PKO)予算に対する我が国の分担金支払に充てることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	PKOは、安保理の決議に基づき、国連が加盟国から提供される要員からなる平和維持部隊、監視団を関係当事者の同意を得て現地に派遣し、紛争当事者間に介在して、停戦の監視及び治安の維持等を行うことにより、事態の沈静化や紛争の再発防止に当たるもの。本件は、右PKO予算に対する我が国の分担金支払に要する経費。加盟国による国連経費負担に関する義務に基づく経費であり、必要不可欠なもの。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	22,985	24,768	19,887	16,930	13,828	
		補正予算	101,285	49,615	68,285	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
		計	124,270	74,383	88,172	16,930	13,828	
	執行額		124,270	74,383	88,172			
	執行率(%)		100%	100%	100%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	国連安保理決議に基づき、紛争地域における停戦監視を通じた治安の回復と維持、選挙支援を通じた平和構築、地雷除去、人道援助に対する支援を通じた復興支援等。		成果実績	終了したPKO	1	1	1	1
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	国際連合キプロス平和維持隊、国際連合レバノン暫定隊等、全15ミッションがアジア、中東、東欧、アフリカ、中南米の各地域に展開し、上記成果目標を達成するための活動を実施中。		活動実績 (当初見込み)	活動中のミッション	15 —	14 (—)	15 (—)	— (—)
単位当たりコスト	1.2米ドル(単純平均による世界の人口一人あたりの国連PKO予算)		算出根拠	8,650,966,742米ドル(2011年国連PKO分担金総額)÷69億7400万人(2011年世界の人口総数)=1.2米ドル				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	PKO分担金	16,930	13,828	日本の分担金・拠出額に応じて要求額を見直し				
	計	16,930	13,828					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	国連は、国際の平和と安全の維持をその活動目的の一つとして掲げており、これは平和国家を標榜する我が国及び国民の利益に合致している。事務局は各ミッションの前年の活動状況と実績に関する執行状況報告書を作成し、不用分についても、同報告の中で示されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	PKO予算は、国連安保理が決定した各ミッションの規模やマンデートに応じて、事務局によってミッション毎に作成され、行財政問題諮問委員会（ACABQ）が、予算の合理性、効率性を審査し、減額勧告等の査定を行う。国連総会第5委員会では、加盟国が事務局作成の予算案をACABQ勧告を踏まえつつ審議の上、予算額を決定している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	外部監査機関である国連会計検査委員会（BOA）が、国連の予算年度（ニカ年予算）に応じて報告書を提出し、当該予算年度における国連予算の使途状況に関する会計監査を行うとともに、結果重視型予算が定める成果が達成されているかどうか、また、財政手続の効率性、監査システム、及び、国連の活動における行政・管理に関する勧告を行っている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	2011年7月～2012年6月のPKO予算の審議を行う国連総会第5委員会等の場において、我が国は、PKO予算の増額を抑えるため、主要財政貢献国と協調しつつ、対応した。今後とも、かかる取組を継続する。		
	予算監視・効率化チームの所見		
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	14	平成23年行政事業レビュー	3

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	国際連合(UN)分担金	担当部署	総合外交政策局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和32年度開始	担当課室	国連企画調整課	課長 久野 和博				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶー1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 国連憲章第17条2項	関係する計画、通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国連通常予算、旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所関連予算に対する我が国の分担金支払に充てることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国連通常予算、旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所関連予算に対する我が国の分担金支払に要する経費。加盟国による国連経費負担に関する義務に基づく経費であり、必要不可欠なもの。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	37,453	39,607	27,297	28,860	27,179	
		補正予算	437	▲11,105	▲3,517	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
		計	37,890	28,502	23,781	28,860	27,179	
	執行額		37,890	28,501	23,781			
	執行率(%)		100%	100%	100%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	総会や安保理をはじめとする諸機関の活動を通じた、国際の平和と安全の維持、諸国間の友好関係の発展、経済的、社会的、文化的、人道的性質に関する国際協力の達成のため、加盟国数を参考指標とする。		成果実績	加盟国数	192	192	193	193
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	潘基文国連事務総長は、2007年の就任以来、気候変動、軍縮、貧困削減、保健、平和と安全、女性、保護する責任、国連改革と説明責任を優先事項に掲げて積極的に取り組んできている。		活動実績 (当初見込み)	総会決議数	301	316 (—)	259 (—)	— (—)
単位当たり コスト	0.3米ドル(単純平均による世界の人口1人あたりの国連予算)		算出根拠	2,414,656,987米ドル(2011年国連分担金総額)÷69億7400万人(2011年世界の人口総数)=0.3米ドル				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	通常予算分担金	26,476	24,941					
	旧ユーゴ国際刑事裁判所分担金	1,278	1,218					
	ルワンダ国際刑事裁判所分担金	845	783					
	旧ユーゴ・ルワンダ国際刑事裁判所残余メカニズム分	260	237					
計	28,860	27,179						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	国連は、国際の平和と安全の維持をその活動目的の一つとして掲げており、これは平和国家を標榜する我が国及び国民の利益に合致している。また、事務局は、暦年毎の活動状況と実績に関する執行状況報告を作成し、不用分についても、同報告の中で示されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	国連予算を審議する国連総会第5委員会においては、国際の平和と安全以外の分野について追加経費の上限枠を設定し、可能な限りコンセンサスで予算決議を採択することとされている。また、第5委員会での審議に先立ち、行財政問題諮問委員会（ACABQ）が、予算案の合理性、効率性を審査し、減額勧告等の査定を行い、加盟国はACABQ勧告を踏まえつつ予算案を審議の上、予算額を決定している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	外部監査機関である国連会計検査委員会（BOA）が、国連の予算年度（二カ年予算）に応じて報告書を提出し、当該予算年度における国連予算の使途状況に関する会計監査を行うとともに、結果重視型予算が定める成果が達成されているかどうか、また、財政手続の効率性、監査システム、及び、国連の活動における行政・管理に関する勧告を行っている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	国連通常予算及び旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所関連予算の増加を抑えるため、国連総会第5委員会等の場において、主要財政貢献国と協調しつつ、対応した。また、事務総長による国連予算削減イニシアティブ提案を積極的に支持し、2012-2013二カ年予算の前年度比約5％削減に貢献した。今後とも、かかる取組を継続する。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	15	平成23年行政事業レビュー	4

平成24年行政事業レビューシート

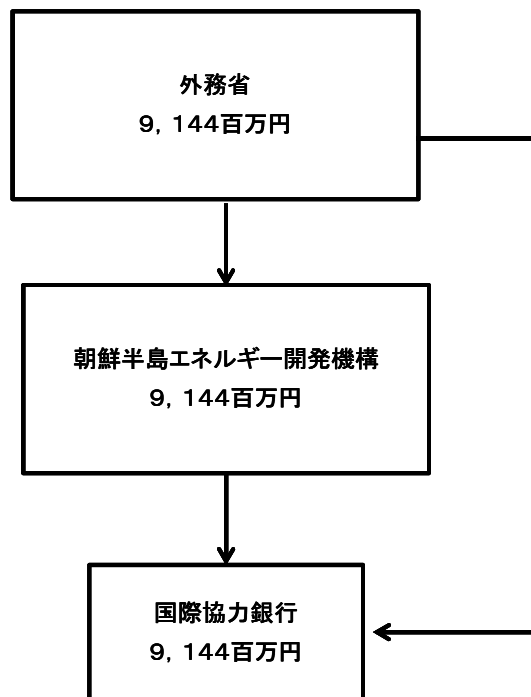
(外務省)

事業名	朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)拠出金 (債務的拠出金)		担当部局庁	アジア大洋州局		作成責任者			
事業開始・ 終了(予定) 年度	平成6年度開始・平成23年度終了		担当課室	北東アジア課		課長 小野 啓一			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅷ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際 貢献					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第二項及び第三項 外務省組織令第40条		関係する計画、 通知等	KEDO設立協定 軽水炉プロジェクト					
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	協定(「軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する朝鮮半島エネルギー開発機構と日本政府との間の協定」)上の義務。本件利子補給については、朝鮮半島エネルギー開発機構(以下、「KEDO」)が国際協力銀行(以下、「JBIC」)に対し、債務を負っている限り、我が国として負担することが協定上求められている。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	(1)平成18年5月にKEDO理事会が軽水炉プロジェクトの終了を決定したことに伴い、KEDOは、北朝鮮に対し、KEDOが被った金銭的な損失に対する支払い等を要求しているが、これまで北朝鮮側からの返済は無い状況。 (2)KEDOとしては、現時点で軽水炉プロジェクトを進めるために借り入れたJBIC及び韓国輸出入銀行(KEXIM)からの債務を完済するだけの原資を有しておらず、北朝鮮からの支払いをこれらの銀行からの借入金の返済に充てる考えであるが、上記(1)のとおり、その目処は立っていない。そのため、JBICに対する利子補給が必要となる蓋然性が極めて高いところ、そのために必要な経費を計上するもの。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	506	346	180	—	—		
		補正予算	8,969	8,969	8,998				
		繰越し等	—	—	—				
		計	9,475	9,315	9,178	—	—		
	執行額		9,471	9,281	9,144				
執行率(%)		100.0%	99.6%	99.6%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	本件拠出により、平成19年度から開始されたKEDO の対JBIC債務償還が平成23年度に終了した。			成果実績	円	89億6942万563	89億6942万563	448億4710万2816	—
				達成度	%	60%	80%	100%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	KEDOの対JBIC債務に係る利子を補給し、また、北朝鮮からの返済がない中で、平成19年度から平成23年度までに5年均等分割で対JBIC債務の元本を償還し終えた。			活動実績 (当初見込み)	%	60%	80%	100%	— ()
単位当たり コスト	定量的に示せないため記載できない。			算出根拠					
平成 24・25 年度 予算 内訳 (単位:百万円)	費 目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	計								

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本件は、朝鮮半島エネルギー開発機構（以下、「KEDO」）が国際協力銀行（以下、「JBIC」）に対し、債務を負っている限り、我が国として負担することが協定上求められていることから、国が実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	－	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本件拠出は、KEDOの対JBIC債務に係る利子補給（通常予算：義務的経費）と元本の償還（補正予算部分）を目的としており、KEDOを通じて全額JBICに支出されており、その支出先、使途共に完全に把握している。 本件拠出は、協定上の義務（利子補給分）であり、見直しの余地はない。		
予算監視・効率化チームの所見			
		－	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		－	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	16	平成23年行政事業レビュー	5

個別事業名： 朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)拠出金(義務的拠出金)

利子補給分については平成
19年度より資金供与協定第3
条3に基づき直接JBICに拠
出している。



資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位：百万円)

個別事業名：

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロックごとに最大の
金額が支出されている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

個別事業名： 朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)拠出金(義務的拠出金)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国際協力銀行	拠出金	9,144	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成24年行政事業レビューシート(外務省)										
事業名	国際連合食糧農業機関(FAO)分担金			担当部局庁	経済局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和27年度開始			担当課室	経済安全保障課		課長 大隅 洋			
会計区分	一般会計			施策名	Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項			関係する計画、通知等	国際連合食糧農業機関憲章第18条2項、及び同財政規則第6条2項					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	次の施策を通じ世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放を実現することが目的であり、かかる施策は、我が国の食料安全保障の向上に資する。 ①世界各国国民の栄養水準及び生活水準の向上 ②食糧及び農産物の生産及び流通の改善 ③農村住民の生活条件の改善									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①国際条約等の執行機関としての国際ルール の策定(国際植物防疫条約、食糧農業植物遺伝資源に関する国際条約等) ②世界の食糧・農林水産物に関する情報の収集・伝達、調査分析及び各種統計資料の作成等(世界農業白書、GIEWS等) ③国際的な協議の場の提供(総会、国際会議の開催等) ④開発途上国に対する技術助言、技術協力(フィールド・プロジェクトの実施等)									
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
			当初予算	7,193	8,041	7,373	5,218	4,995		
			補正予算	—	—	—				
			繰越し等	—	—	—				
	計		7,193	8,041	7,373	5,218	4,995			
	執行額		7,193	8,041	7,373					
執行率(%)		100.0%	100.0%	100.0%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標					単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	FAOは様々な分野において、国際基準の策定・実施、技術協力、統計や技術情報の収集・伝達、議論の場の提供及び人材育成等を行い、加盟国の農業等の発展や食料・栄養状況の改善に貢献する。				成果実績	加盟国数	192	192	192	192
					達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標					単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	FAOは、食料・農業分野における(1)食品規格や植物検疫措置等の国際基準の策定・実施、(2)途上国に対する技術協力、(3)世界規模での統計や技術情報等の収集・伝達、(4)中立的な議論の場の提供、(5)国際的な人材育成、のための会議(FAO本体及び関連会合)数。				活動実績 (当初見込み)	会議数/年	28	21	20	— (23)
単位当たりコスト	7,065(千円/平成23年度)				算出根拠	FAO事務局運営費(職員数1072名)に対する日本の分担金額				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由						
	その他	5,218	4,995							
	計	5,218	4,995							

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		FAOは、国連の専門機関として、食料・農業に関する統計の整備や途上国への技術的支援を行うだけでなく、国際的な食品安全の企画であるCODEXや国足植物防疫条約(IPPC)、漁業関係の各種委員会等がFAOの下で活動しており、我が国及び国民の生活にとっても極めて重要な役割を果たしている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		近年、事務局予算は名目ゼロ成長を超えた微増となっているが、事務局は職員雇用の抑制等、支出抑制に努めている。また、FAO事務局長は、総会において作業計画の承認を求め、予算執行報告及び年次報告を行うが、我が国を含む加盟国はこれらの議論を通じて、事務局に対して事業の効率化を求めている。また、他加盟国の分担金滞納状況等疑義ある点について理事会等の場において指摘すること等により、事業の円滑な実施に努めている。
	△	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		結果重視のマネジメントの導入や2013年を目途とした改革の取組などにより、成果目標の設定と着実な達成、その成果の活用による加盟国の裨益が担保されることを目指している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	FAOは、会計年度終了後に決算書及び事業実施報告書が作成されるため、我が国は、これらの内容を精査・把握し、これらを踏まえ、新規予算作成の段階において事業の効率化等を理事会等で主張することにより適正な予算管理に努めている。 現在FAOには、192ヶ国が加盟。ほぼ世界全体をカバーする食料・農業分野のフォーラムであり、この分野を重視している我が国としては、引き続きFAO加盟国として活動を続けていく必要がある。 なお、効率的な事業執行を働きかけていくことにより、できる限り分担金負担の圧縮に努めていく。			
予算監視・効率化チームの所見				
	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し			
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		17	平成23年行政事業レビュー	6

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	国際原子力機関 (IAEA) 分担金	担当部局庁	軍縮不拡散・科学部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和32年度	担当課室	不拡散・科学原子力課	課長 實生 泰介				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ－1 国際機関を通じた政務および安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3号	関係する計画、通知等	国際原子力機関憲章第14条D					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	2011年IAEA通常予算として、2010年IAEA総会で割当てられた我が国のIAEA分担金であり、同機関の二大目的である原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化を通じて、我が国のエネルギーの安定供給及び安全保障の確保に貢献することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本件分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及びセキュリティ、④原子力検認(保障措置)、⑤政策、マネージメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネージメントに、資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用される。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	6,556	6,276	4,619	4,432	4,206	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
		計	6,556	6,276	4,619	4,432	4,206	
	執行額		6,556	6,276	4,544			
	執行率 (%)		100%	100%	98.4%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	①原子力の平和的利用(発電・原子力応用等)分野では、原子力発電のみならず、がん治療や水資源問題等のグローバルな課題や原子力安全の強化を中心に取り組んでいる。 ②原子力の軍事目的への転用の阻止の分野では、IAEAを通じた保障措置の強化(NPT締約国190か国のうち、包括的保障措置協定(CSA)及び追加議定書(AP)締結国数)が成果目標となる。成果実績は右の表のとおり。		成果実績	国	CSA:163 AP:94 原発導入国:30	CSA:168 AP:104 原発導入国:30	CSA:171 AP:115 原発導入国:不明(報告書未接到)	CSA:171 AP:125
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	原子力の軍事目的への転用の阻止の分野では、IAEA査察の実施が活動指標となる。活動実績は右の表のとおり。		活動実績 (当初見込み)	回 (人・日)	2,519	2,505 (—)	不明(報告書未接到) (—)	— (—)
単位当たりコスト	約0.7(百万円/査察1回)		算出根拠	原子力の軍事目的への転用の阻止の分野では、算出根拠は以下のとおり(上記の通り、平成23年度については報告書未接到のところ、平成22年度と平成23年度の査察回数を同一と仮定する)。 (平成23年度分担金(4,619百万円)×保障措置の割合(約37%))÷査察回数(2,505回)＝約0.7百万円				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	国際原子力機関分担金	4,432	4,206					
	計	4,432	4,206					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	・大規模な原子力活動を有する我が国では、IAEAによる原子力関連事業に対する広いニーズが存在する。 ・本件事業は、我が国全体の原子力政策に照らし、かつ国際約束（IAEA憲章）に従って国として実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	義務的経費のため、支出先等の妥当性、合理性等個別の判断は必要とされない。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	－	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	・IAEAは、原子力の平和的利用の促進及び軍事的利用への転用を防止することを目的とする唯一の国際機関であり、同分野における事業は他の国際機関と比較して実効性が高い。 ・IAEA予算書に記述されている成果目標は適切であり、同目的の達成に向けて事業を着実に実施している。 ・活動実績は見込みに合ったものである。なお、事業毎の進捗状況は理事会向け文書で報告される。 ・類似の事業はない。 ・整備された施設や成果物は十分に活用されている。なお、事業毎の評価は理事会向け文書で報告される。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	国際社会における原子力活動（保障措置及び原子力安全分野への対応を含む）の増大を踏まえ、近年はIAEAの役割がますます重視されてきており、IAEAの活動も拡大傾向にあるが、我が国の2011年IAEA分担金が予算増とならないよう十分に注意して各国とも協議を重ねた結果、我が国の同分担金は前年の6,276百万円よりも低い4,544百万円となった。2011年IAEA分担金の支出先・使途については、決算書を通じて当方としても把握に努める。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	18	平成23年行政事業レビュー	7

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	経済協力開発機構(OECD)分担金	担当部局庁	経済局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和39年度	担当課室	経済協力開発機構室	室長 清水 享				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第1項口及び同第3項 経済協力開発機構条約第20条2	関係する計画、 通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	我が国は、1964年の加盟以来、OECDの様々な活動に貢献するとともに、これから多くの知見を得、我が国自身の経済・社会システムの改善に役立ててきている。また、OECDの議論、協議の場は、国際社会におけるルール作り、先進国標準作りにおいて、我が国の立場を反映させる絶好の機会ともなっている。このような状況から、OECDの活動に積極的に参加していくことを目的としている。また、OECD分担金の支払い加盟国の義務であり、我が国がOECDにおける発言力を確保するためにも必要である。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	OECD(経済協力開発機構)は、マーシャル・プランの受入機関であったOEEC(欧州経済協力機構)を発展的に改組して1961年9月に発足した。当初、英国、仏、独等の旧OEEC加盟18カ国に米国とカナダを加えた20カ国で発足したが、64年に日本、その後更に加盟国が増加し、平成24年3月末日時点では34カ国となっている。 OECDは、(1)高度な経済成長の持続的達成、(2)開発途上国に対する援助、(3)世界貿易の拡大の三大目標を掲げ、マクロ経済、貿易、投資、環境、科学技術、労働、社会政策、開発途上国援助等の極めて広範な分野にわたる加盟国間の情報・ノウハウの交換、分析・政策提言、共同研究等の協力を行っている。また、非加盟国・地域との協力を強化することが必須との観点より、加盟候補国のロシアの他、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南アの関与強化国、東南アジア等との様々な協力も行っている。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	4,556	3,692	3,126	3,373	3,914	
		補正予算	—	—	▲ 105			
		繰越し等	—	—	—	—		
	計	4,556	3,692	3,021	3,373	3,914		
	執行額	4,556	3,692	3,021				
執行率(%)	100%	100%	100%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	OECDが様々な分野において統計その他の資料の収集・分析、加盟国間の相互審査、ルール作り等を行うとともに、これらの知見を国際社会に発信し、貢献している。	成果実績	加盟国数	30	34	34	34	
		達成度	%	100	100	100		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	OECDには30以上の委員会が設置されており、ほぼ毎日会議が開催され、様々な文書が作成されている。各委員会等の会議開催実績(OECDデータベース調べ)は右欄のとおり。	活動実績 (当初見込み)	OECD本部での会議開催数(但暦年)	2010	2089 (2089)	2052 (1927)	— (2052)	
単位当たり コスト	(1,472,140円/1会議)		算出根拠	分担額/会議開催数				
平成24・25年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	その他	3,373	3,914	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
計	3,373	3,914						

事業所管部局による点検				
	評価	項 目		評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		OECD設立条約に基づき加盟国としての義務を果たすことができた。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	-	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		加盟国の義務として分担金を拠出することにより、OECDの諸活動が行われ、それらが結果として我が国の政策決定の際の参考となる等、有意義な成果を得ている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	OECD予算が有効に活用されるよう引き続き働きかけていくとともに、OECDの活動成果を我が国の政策に有益に活用できるよう努める。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー	20	平成23年行政事業レビュー	9	

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	国際連合教育科学文化機関(UNESCO)分担金	担当部局庁	外務報道官・広報文化組織	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和27年度開始	担当課室	国際文化協力室	室長 長嶋伸治				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶー3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項	関係する計画、通知等	ユネスコ憲章第9条: 予算 ユネスコ財政規則(1951年)第5条第5項: 資金の調達					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国連憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語、宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権、基本的自由に対する尊重の念が世界に遍く行き渡るように、教育、科学、文化、コミュニケーションを通じて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ユネスコ分担金は加盟国の義務的な分担金であり、ユネスコの通常予算を支弁するもの。我が国を含む加盟国からの拠出により、ユネスコの組織運営(地域事務所を含む事務局運営、執行委員会及び総会の開催)、及び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの5分野における国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等に関する各種事業、法規範設定等を実施している。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	4,673	4,748	3,998	4,001	3,515	
		補正予算	-	-	-1,470			
		繰越し等	-	-	-			
	計		4,673	4,748	2,528	4,001	3,515	
	執行額		4,673	4,748	2,528			
執行率(%)		100	100	100				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	●各種会議において、知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等の諸活動を実施するための意思決定を行い、実行する。 ●主たる会合(総会(隔年開催)及び執行委員会)において事業活動や運営のための意思決定を行った決議数。		成果実績		235 (総会開催年)	84	89	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	●教育、科学、文化、コミュニケーションを通じた国家間の協力を促進と世界の平和と安全への寄与の目的達成のため、各種分野において国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等を実施する。 ●そのための意思決定を行う会議で、我が国が出席した主な会合の数。		活動実績 (当初見込み)		27	23	26	—
単位当たりコスト	— (円/ —) 成果実績及び活動実績の双方が定量的に示せないため、単位あたりコストを示すことは困難。		算出根拠	なお、ユネスコの通常予算を支弁するものであるため、ユネスコの事業のみならず、組織運営の費用にも充てられている。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	運営費	4,001	3,515					
	計	4,001	3,515					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	2年に一度開催されるユネスコ総会において4カ年事業・2カ年予算(注:これまで2カ年事業・予算であったが、事業については次回総会から4カ年に変更となる)が採択され、右に基づいて具体的な組織運営及び事業が実施される。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大さい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	具体的な執行はユネスコ財務規則等に則って事務局が実施。 執行状況については、ユネスコ執行委員会(年2回)及びユネスコ総会(2年に1回)において、ユネスコ事務局または外部監査官による財務状況の報告が行われ、執行委員国及び加盟国による状況把握・議論の機会が設定されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	2カ年予算・4カ年事業については、その執行状況は予算年の途中・予算年終了後に執行委員会において報告が行われ、執行委員国及び加盟国による状況把握・議論の機会が設定されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	ユネスコ通常予算は加盟国による分担金により成り立っており、限られた予算の中で、可能な限り効率化を図り、無駄のない予算執行がはかられるよう、執行委員国及び加盟国からも常にユネスコ事務局に対して要望しており、また、執行委員会や総会において、外部監査官による報告が審議の対象となっており、透明性の確保にも努めている。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0019	平成23年行政事業レビュー	0008

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金)		担当部局庁	国際協力局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成3年度		担当課室	地球環境課		課長 杉中 淳			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第10条					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	効果的なオゾン層保護対策を確保することは全ての国に共通した責任であり、また、オゾン層保護対策を推進する上で途上国援助措置が不可欠である。本件基金は、このような途上国のオゾン層保護対策支援を行うことを目的としている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1990年6月にロンドンで開催されたモントリオール議定書第2回締約国会合において、開発途上国(議定書第5条1適用国)におけるオゾン層保護対策の実施を支援するために、本基金の設立が合意された。本基金による開発途上国支援の内容は、オゾン層破壊物質(ODS:Ozone Depleting Substances)及びODSを用いた既存の生産設備を廃棄し、代替物質及び代替物質を用いた生産設備に転換していくためのプロジェクトを策定・実施することである。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	2,772	2,530	2,395	2,882	1,705		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
		計	2,772	2,530	2,395	2,882			
	執行額		2,772	2,530	2,395				
	執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	開発途上国がモントリオール議定書の規制措置(オゾン層破壊物質(ODS)の段階的削減)を実施するための資金協力及び技術協力のためのすべての合意された増加費用を賄う。196ヶ国が批准。			成果実績			ODSを7,375トン削減		
				達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	ODS生産設備の閉鎖、ODSを使用する製造業における代替技術への転換、国内削減計画の策定、輸出入規制の整備等の活動を内容としたプロジェクトを承認し、実施する。			活動実績 (当初見込み)		1992年の設立以来、145カ国において6,700以上のプロジェクトを実施し、448,000ODPTンのオゾン層破壊物質を削減した。			— ()
単位当たりコスト	オゾン層破壊物質1単位分の平均削減コスト効率 3.93ドル/kg (334.05円/kg)			算出根拠	オゾン層保護基金事務局の集計。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	オゾン層保護基金拠出金		2,882	1,705	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
計		2,882	1,705						

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の下でフロン等のオゾン層破壊物質を削減するためには、開発途上国も含めた地球規模での対策が不可欠である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		オゾン層保護基金は、支援対象となる開発途上国がモントリオール議定書を遵守するために必要な活動について、活動のタイプ及びコスト水準に関する詳細なガイドラインを定め、当該ガイドラインに沿って個別のプロジェクト案審査を行っており、限られた資金の中で優先度が高い活動に対して支援を提供している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		オゾン層保護基金の下での支援を通じて、支援対象国となる開発途上国が、モントリオール議定書の下で定められたオゾン層破壊物質削減スケジュールを着実に遵守することが可能となっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名		
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	2012－2014年の3年間の資金規模について、モントリオール議定書第23回締約国会合(平成23年11月)において審議が行われ、我が国は、オゾン層破壊物質削減のための資金の必要額を精査すべきである旨強く主張し、必要最小限の金額に抑制した。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー	22	平成23年行政事業レビュー	11	

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金	担当部局庁	国際協力局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和62年度開始	担当課室	地球規模課題総括課	課長 飯田 慎一			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項	関係する計画、通知等	国際連合工業開発機関憲章第15条第1項				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国連機関であるUNIDOに対する加盟国としての義務を果たし、MDGsの達成に貢献する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	UNIDOの管理費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出(通常予算)に対する分担金を負担。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	2,339	2,129	1,840	1,482	1,519
		補正予算	-	-	▲163	-	
		繰越し等	-	-	-	-	
		計	2,339	2,129	1,676	1,482	
	執行額	2,339	2,129	1,676			
	執行率(%)	100%	100%	100%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	開発途上国の工業生産(工業付加価値額)			180	197	(集計中)	(200)
	成果実績	2000年を100とする		%	90	99	(集計中)
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	技術協力実績額			139.7	153.5	(集計中)	—
	活動実績 (当初見込み)	百万米ドル					
単位当たりコスト	平成23年度は集計中のため平成22年度の数値を使用。工業付加価値額の対2000年実績比増加率1%あたり:78万米ドル		算出根拠	平成22年度の技術協力実績額÷開発途上国の工業付加価値額の対2000年実績比増加率			
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金	1,482	1,519				
	計	1,482	1,519				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	分担金支払いは加盟国の義務となっている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	当該国際機関は人件費を始めとするコストの削減等につとめている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	活動実績及び成果目標の達成度は着実に向上している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	日本は、UNIDO工業開発理事会の理事国、計画予算委員会の委員国として、UNIDOに対し経営改革及び効率的な運営を求めるとともに、通常予算編成毎に厳しい見直しを実施することにより、予算総額の抑制に努力しており、この努力を継続する。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号 平成22年行政事業レビュー23平成23年行政事業レビュー12			

平成24年行政事業レビューシート (外務省)										
事業名	国際刑事裁判所(ICC) 分担金			担当部局庁	国際法局			作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成19年度開始			担当課室	国際法課			課長 小林賢一		
会計区分	一般会計			施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項			関係する計画、通知等	国際刑事裁判所に関するローマ規定(多国間条約)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際刑事裁判所の目的である国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における「法の支配」の確立を推進する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、我が国の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者の保護等の活動のために使われている。 国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、121か国の締約国中トップ(2012年度は18.57%)であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。									
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
			当初予算	2,935	3,069	1,751	2,582	2,686		
			補正予算	—	—	▲462	—			
			繰越し等	—	—	—	—			
	計	2,935	3,069	1,288	2,582					
	執行額	2,935	3,069	1,288						
	執行率(%)	100	100	100						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標					単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	国際社会における最も重大な犯罪の捜査・訴追を支援することにより、これら犯罪の撲滅及び国際の平和と安全に寄与する。				成果実績	加盟国数	110	114	118	121
					達成度	%	97	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標					単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	ICCに係属中の事態に関し、実効的な捜査及び迅速な裁判を行い、犯罪者を処罰する。				活動実績 (当初見込み)	職員数	744	768 ()	766 ()	766 ()
単位当たりコスト	168万円(人件費等)				算出根拠	1,288,152千円÷766人(平成23年度拠出額÷職員数)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	その他(人件費、旅費、事務運営費等)		2,582	2,686						
	計		2,582	2,686						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	目的・予算執行については、効率的・適正に処理されている。
	—	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	資金の流れ、費目等特に問題なし。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	△	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	ICTY・ICTR等の他の国際刑事裁判機関と比較すると、必ずしも効率的に犯罪の捜査・訴追が進められているとは言えない。ただし、2002年に設立され、2006年に初めて被疑者が逮捕された比較的新しい裁判所であるため、試行錯誤の上に活動を進めている面がある。我が国としては、ICCを「実効的、効率的、普遍的、制度的に持続可能な裁判所」とすることが重要であるとの主張を繰り返し行い、予算問題の審議や裁判所の刑事手続の見直しに関する作業部会での議論等に積極的に参加している。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	予算の支出先は、予算財務問題の専門家で構成される予算財務委員会（CBF）の報告書と毎年11～12月に開催される締約国会議によって承認される予算書の中で決定されており、不明朗な支出項目があれば締約国が異議を申し立てることが可能である。なお、裁判所の書記及び検察官は、承認された各機関の予算の範囲内であれば、支出項目間で支出額を調整することが可能である（予算財務規則104.3）。予算の使途については、CBF及び締約国会議に提出される裁判所の予算執行状況に関する報告書において報告されているほか、CBFが予算財務規則に違反する支出がなかったか否か確認しており、また、外部会計監査人が第三者の立場から会計監査を行っている。さらに、裁判所の内外の委員によって構成される監査委員会が設置されている。なお、我が国からCBF委員1名を輩出している。		
予算監視・効率化チームの所見			
	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	10

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBT0) 分担金	担当部局庁	軍縮不拡散科学部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成9年開始	担当課室	軍備管理軍縮課	課長 吉田 謙介			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ－1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項	関係する計画、通知等	CTBT0準備委員会の設置に関する決議の付属書5項(a)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含む如何なる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	CTBTは条約の履行を確保するために、(1)国際監視制度(IMS)及び(2)現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMSは世界337か所に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営するものであり、現時点で8割方完成しているところ、残りの監視観測施設の建設、及び既存の監視観測所の維持運営が重要。またOSIについては、査察技術確立するためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。CTBT発効促進の先頭に立つ我が国として、かかる検証制度の整備に係る審議において主導的な役割を果たしていくために、必要な経費を分担する。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	1,875	1,776	1,810	1,208	1,290
		補正予算	—	—	△632	—	
		繰越し等	—	—	0	—	
		計	1,875	1,776	1,178	1,208	1,290
	執行額	1,893	1,891	957			
	執行率(%)	101.0	103.1	81.2			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	(目標)CTBT検証制度の整備・強化。 (実績)核実験探知回数(21年度には北朝鮮による核実験1回、22—23年度には核実験0回)。	成果実績	核実験探知回数	1	0	0	—
	達成度	%	100	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	我が国を含む署名国の分担金は、CTBT検証制度の整備に活用。中でも数値化が可能な者は、国際監視制度(IMS)の観測所の設置状況であり、全337施設の完成に向け整備が進んでいる。	活動実績 (当初見込み)	国際監視観測所設置状況	81.90%	82.49% (100)	84.87% (100)	— (100)
単位当たりコスト	4,119千円/施設	算出根拠	分担金額(1,177,940千円)/IMS施設数(286か所)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	分担金	1,208	1,290				
	計	1,208	1,290				

事業所管部局による点検								
	評価	項目		評価に関する説明				
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		唯一の被爆国として、我が国がCTBT機関と協力する役割への期待は非常に大きく、このことはCTBT早期発効のための更なる外交努力を求めるNGOを含めた我が国世論からも裏付けられる。				
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。						
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。						
資金の流れ・使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		本件分担金は締約国から支払われたものであり、CTBT O準備委員会暫定技術事務局(PTS)は行財政規則に従い、適切に運用しており、報告・相談がなされている。				
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。						
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。						
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。						
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。						
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		国際監視制度(IMS)の観測所の設置が年々進捗しており、それにより設置されたIMS施設は、核実験の探知という本来目的のみならず、2011年の福島原発事故起因の放射性核種の拡散状況の観測をはじめとした民生・科学目的のためにも、十分活用されてきている。				
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。						
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。						
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名						
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。						
点検結果	条約の早期発効が求められる中、検証制度の整備が急がれるところであり、署名国による分担金の支払いは必須。今後は特に、準備の遅れている現地査察(OSI)の整備が重要であり、右に係る経費の増加が避けられない状況であるところ、我が国はCTBT発効促進の観点から、CTBTO準備委員会の活動を支援するとともに、同準備委員会に対して無駄のない効率的な予算配分を引き続き求めていく。							
予算監視・効率化チームの所見								
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し						
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)								
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し						
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）								
関連する過去のレビューシートの事業番号 <table border="1"> <tr> <td>平成22年行政事業レビュー</td> <td>24</td> <td>平成23年行政事業レビュー</td> <td>13</td> </tr> </table>					平成22年行政事業レビュー	24	平成23年行政事業レビュー	13
平成22年行政事業レビュー	24	平成23年行政事業レビュー	13					

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	国際原子力機関（IAEA）（技術協力基金拠出金）（義務的拠出金）			担当部局庁	軍縮不拡散・科学部		作成責任者		
事業開始・終了（予定）年度	昭和34年度開始			担当課室	国際原子力協力室		室長 羽鳥 隆		
会計区分	一般会計			施策名	Ⅶ－1 国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 （具体的な条項も記載）	外務省設置法第4条第3項			関係する計画、通知等	国際原子力機関憲章第14条F				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	国際原子力機関（IAEA）の二大目的（原子力平和的利用促進と核不拡散）のうち、平和的利用促進の一環である開発途上加盟国に対する技術協力実施を目的とする。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）	開発途上国の要請に基づき、医療・健康、食料・農業、放射性廃棄物の管理、放射線同位元素供給及び放射線技術、環境、水資源、原子力科学、等の分野で、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で技術援助を行っている。更に、各種報告書の出版、各種会合の開催、関連データベースの整備等原子力の平和的利用に関する情報交換の促進にも貢献している。開発途上国に対する原子力を利用した技術協力事業を推進し、これらの諸国の発展を促すこと、及びこれら諸国の原子力安全に対する意識向上を図ることは、我が国にとっても重要。原子力先進国であり、IAEA理事会指定国理事国である我が国が果たすべき役割は大きい。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1,404	1,280	973	856	877		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
		計	1,404	1,280	973	856	877		
	執行額		1,404	1,280	973				
執行率（％）		100	100	100					
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 （24年度）
	成果目標は、原子力の平和利用促進の一環として途上国に対する技術協力を推進すること。成果実績は、IAEAにおける途上国の加盟数を便宜的に用いる。			成果実績	加盟国	118	118	118	118
				達成度					
活動指標及び 活動実績 （アウトプット）	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	活動指標は、IAEA技術協力のプロジェクト対象国・地域の数。活動実績は、実施された対象国・地域の数。			活動実績 （当初見込み）	対象 国・地 域数	125	129 （ 129 ）	123 （ 100 ）	123 （ 123 ）
単位当たり コスト	1プロジェクト当たり、約577千円 856百万円÷1,484（プロジェクト数）＝576,819円			算出根拠	総予算から、1年度に実施されたプロジェクト数を割り、1プロジェクト当たりの我が国負担予算額を算出。 総予算（856百万円）÷2010年実施プロジェクト数（1,484プロジェクト）				
平成24・25年度予算内訳 （単位：百万円）	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	拠出金	856	877						
	計	856	877						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	IAEAを通じて我が国政府が開発途上国に対し、技術協力を推進するものであり、地方自治体及び民間等に委ねるべき事業ではない。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	IAEA技術協力活動に充てる資金として拠出されており、開発途上国に対する技術協力を通じて原子力の平和利用に役立っている。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	拠出した資金は、IAEAにおいて成果目標等を含め厳格に審査された技術協力活動に供されている。これらは開発途上国の発展に資するものであり、着実に開発途上国の技術向上に貢献している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本拠出金が充てられるIAEA技術協力活動は、IAEA憲章に掲げられたIAEA任務（原子力平和利用、原子力安全及び保障措置）を構成する3つの柱のうち、原子力平和的利用の任務を達するの手段として行われている。本基金により、原子力のエネルギーとしての利用はもとより、農業技術、ガン治療などの医療技術など、原子力の利用に大きく貢献しており（IAEA憲章は第2条において、「機関は全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、及び増大するように努力しなければならない」としている）、本拠出は有効に用いられているものと考えられる。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号 平成22年行政事業レビュー 26 平成23年行政事業レビュー 15			

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	世界貿易機関(WTO)分担金	担当部署	経済局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成7年度開始	担当課室	国際貿易課	課長 齋田 伸一				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第1項, 外務省設置法第4条第2項 外務省設置法第4条第3項, WTO設立協定第7条	関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国の経済的繁栄を可能とならしめている多角的自由貿易体制の維持・強化に中心的役割を果たしているWTOに対する我が国としての応分の負担のための経費。2001年から交渉が開始されたドーハ・ラウンド交渉の妥結に向けて各種交渉会合を行っていく上で、また、保護主義を抑止し、加盟国・地域がWTO協定に定められているルールを遵守していくことを確保し、既存のルールの実効性を高めていく上でも必要不可欠。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)閣僚会議は原則2年に1回開催。WTOの重要事項(WTO協定の義務免除、改正、解釈決定、不適用等)についての決定又は検討を行う。(2)一般理事会において、予算見積りの採択、他の国際機関等との取決め、WTO全般の任務に関する決定等を行う。(3)貿易交渉委員会会合は、一般理事会の下、2002年1月より開始されたドーハ・ラウンド交渉全体を総覧し、各分野の交渉が行われている8つの交渉グループから交渉の進捗状況や結果の報告を受ける。(4)分野別理事会は、物品の貿易に関する多角的協定、サービス貿易一般協定、貿易関連知的所有権協定の運用及び実施の監視を行う。(5)その他の活動も行われている。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	989	769	853	903	801	
		補正予算	-	-	▲ 80			
		繰越し等	-	-	-			
	計		989	769	773	903	801	
	執行額		989	722	773			
執行率(%)		100%	94%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	加盟国の増加		成果実績	国	153	153	157	159
	加盟国数		達成度	%	100%	100%	113%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	職員数	活動実績 (当初見込み)	人	627	621	640 (621)	— 640	
単位当たりコスト	1,207,564円		算出根拠	日本の分担金(772,841,000円)／職員数(640人)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	その他	903	801					
	計	903	801					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	広く我が国国民一般に裨益する事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	独立した会計検査機関により管理され、行財政委員会において報告されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	貿易ルールの運用及びその強化に係る種々の活動において十分実績を上げている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本分担金は、WTO加盟国は、WTO設立協定において、一般理事会が採択した財政規則に従い、世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかにWTOに支払うこととされている協定上の義務である。我が国はこれまでWTO加盟国として、自国の貿易量に応じた分担金を拠出してきている。 右分担金は、WTOが貿易ルールの運用及びその強化に係る種々の活動を行うための人件費や事務的経費等に使用され、右拠出により可能となるWTOの諸活動は、WTO協定の適切な運用及び実施並びにドーハ・ラウンド交渉の継続を担保し、多角的貿易体制の維持・強化、保護主義の抑止及び更なる貿易の自由化の進展等に資する。右により、世界貿易によって裨益する我が国の国益が更に維持・増進されることとなり、かかる支出は、広く我が国国民一般を裨益するものとなっており、受益者との負担関係も妥当である。 予算の執行結果については、年度終了後、WTO事務局は速やかに決算報告書を作成、行財政委員会に提出し、併せて独立した会計検査機関による会計検査報告が提出される。これにより、予算の支出先、使途を適切に把握することができる。また、1年に数回開催される行財政委員会公式会合において、予算の各費目の執行状況につき随時報告が行われており、予算の執行状況についての透明性は高い。右報告書等によれば、WTOにおいて予算は適切に執行されている。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0027	平成23年行政事業レビュー	16

平成24年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	アジア生産性機構(APO)分担金			担当部局庁	国際協力局			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和36年度開始			担当課室	国別開発協力第一課			課長 横山 正	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項			関係する計画、通知等	アジア生産性機構規約第33条前段				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として1961年に設立された地域国際機関。我が国は、生産性向上運動の先進国として、加盟国・地域の発展のため、我が国で開発された生産性向上手法をAPOを通じて積極的に普及していくとともに、我が国企業支援の一環として、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進に資する事業を推進する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	APO分担金は、APOの事業費及び事務局運営費に充てられている。APOは分担金及び拠出金により年間100件程度のプロジェクトを実施しており、主要なものとして、①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部(国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関)関係者を対象とした、研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成、③生産性向上と環境保全の両立を目指す事業として、環境配慮製品の国際見本市である「エコプロダクツ国際展」の実施等が挙げられる。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
			当初予算	728	664	629	544	545	
			補正予算	—	—	—	—		
			繰越し等	—	—	—	—		
	計		728	664	629	544			
	執行額		728	664	629				
執行率(%)		100%	100%	1					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年)
	加盟国・地域の労働生産性の向上			成果実績	期間	(2005-09年)	データ未集計	データ未集計	
	加盟国の労働生産性の伸び(参考指標)			加盟国の生産性の伸び	%	3.00%			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	加盟国分担金による実施プロジェクト数			活動実績 (当初見込み)	件	75	73(63)	57(44)	57
単位当たりコスト	(平成23年度) プロジェクトあたり:約65,000ドル			算出根拠	全加盟国からの分担金に基づくプロジェクト予算(3,720,813ドル)÷プロジェクト件数(57件)≒65,000ドル				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	アジア生産性機構(APO)分担金	544	545						
	計	544	545						

事業所管部局による点検							
	評価	項目	評価に関する説明				
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	APOの実施する事業は、我が国企業の関心も高く、中小企業の海外でのビジネス拡大にも資するものである。また、APOは国際機関であり、加盟主体は国に限定されている。				
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。					
	—	不用率が大い場合は、その理由を把握しているか。					
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	プロジェクト実施経費については、従来からプロジェクト実施国の生産性本部でを一部負担している他、研修参加者の参加費用について削減努力をしている。				
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。					
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。					
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。					
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。					
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	APOでは各国の生産性運動を牽引する第一人者である生産性本部やそのネットワークを活用してプロジェクトを実施している。また、プロジェクト報告書、調査内容、データは、ウェブサイトや冊子媒体で加盟国関係者以外にも広く共有されている。				
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。					
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。					
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。					
		※類似事業名とその所管部局・府省名					
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					
	点検結果 APO事務局は、職員の給与水準の低下や事務所借料の減額等、効率的・効果的な運営に取り組んでおり、適切に経費縮減が図られている。また、実施プロジェクトについては、年1回開催される理事会において実施状況及び成果の報告がある他、プロジェクト評価も行われており、分担金は適切に活用されている。						
予算監視・効率化チームの所見							
		日本 日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し					
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)							
		日本 日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し					
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）							
関連する過去のレビューシートの事業番号 <table border="1"> <tr> <td>平成22年行政事業レビュー</td> <td>28</td> <td>平成23年行政事業レビュー</td> <td>17</td> </tr> </table>				平成22年行政事業レビュー	28	平成23年行政事業レビュー	17
平成22年行政事業レビュー	28	平成23年行政事業レビュー	17				

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	国際移住機関(IOM) 分担金		担当部局庁	国際協力局		作成責任者			
事業開始・終了(予定) 年度	平成6年度開始		担当課室	緊急・人道支援課		課長 青木 豊			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	IOM憲章第2条及び第25条					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際移住機関(IOM)の加盟国は、IOM憲章の規程に基づき、機関の運営費である管理予算に充てられる分担金を理事会及び加盟国が合意した分担率に基づき支払う義務があるところ、加盟国としての義務を果たすため。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	IOMは、難民・国内避難民支援、人身取引対策、緊急人道支援等の「人の移動」において、輸送支援を中心に豊富な知識と経験を持ち、世界各国から高い評価を得ている。特に、近年、国際的な人の移動が活発化するにつれ、人身取引等、人の移動に関する「負の側面」が深刻な問題となっており、移住の管理行政部門で突出したノウハウを有するIOMの役割に注目が高まっている。IOMのこのような活動を支援することを通じて、紛争地域周辺の安定と平和の維持、自然災害被災地の迅速な復興等「人の移動」に関する深刻な問題へ対応するとともに、我が国が難民・避難民問題、人身取引、自然災害等の問題に対して積極的である姿勢を国内外にアピールする。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	646	603	477	481	460		
		補正予算	—	—	▲23	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
		計	646	603	455	481			
	執行額		646	603	455				
	執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	安全な人の移動の実現 (緊急事態におけるIOMによる移送者数) (注)機関全体の目標及び実績			成果実績	人	282,479	216,978	402,335	
				達成度	%	100%	100%	100%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	①加盟国数 ②フィールド事務所数 ③事業支出総額 (注)機関全体の指標及び実績			活動実績 (当初見込み)	①国 ②箇所 ③億ドル	①127 ②440 ③9.91	①132 ②460 ③13.22 ()	①146 ②455 ③12.7 ()	— ()
単位当たり コスト	約219ドル/人			算出根拠	1億9,784万ドル(2009年から2011年末までの緊急事態における移送総費用)÷901,792人(同期間における移送者総数)=約219ドル				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	国際移住機関(IOM) 分担金	481	460						
	計	481	460						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	分担金の支払いはIOM加盟国の義務である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きき場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	IOMは、本部機能の一部をマニラに移転し、コスト削減に努めている。また、IOMは、プロジェクト毎の予算化を図ることにより、分担金で賄われる管理部門の経費を最小限に抑えている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	IOMは、人身取引対策を扱う唯一の国際機関であり、移住の管理行政部門で突出したノウハウを有することから、実効性の高い手段となっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
	理事会・総会等の場を通じて、引き続き効率的な事業の実施を求めていく。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	29	平成23年行政事業レビュー	18

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金		担当部局庁	経済局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和50年度		担当課室	経済安全保障課		課長 大隅 洋			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶー2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項		関係する計画、通知等	経済協力開発機構条約第20条2					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	以下を目的として国際エネルギー計画(IEP)を実施すること。これは我が国のエネルギー安全保障の強化に資する。 ①石油の緊急備蓄水準の確定, 需要抑制, 緊急時対応システムの設立及び発動 ②国際石油市場に関する情報制度, 国際石油会社との協議システムの開発 ③石油輸入依存度の低減のための省エネルギー, 代替エネルギーの開発、エネルギー研究開発の促進 ④産油国及び開発途上国を含む他の石油消費国との協力関係の強化								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応, 市場の分析, 中長期の需給見通し, エネルギー源多様化に向けた分析・研究, 電力セキュリティの強化に向けた活動計画の策定, エネルギー技術・開発協力, 省エネルギーの研究・普及, 加盟国のエネルギー政策の相互審査, 非加盟国との協力等を行っている。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	519	361	383	347	348		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
	計		519	361	383	347	348		
	執行額		519	361	383				
執行率(%)		100.0%	100.0%	100.0%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	IEAは様々なエネルギー分野において統計その他の資料の収集・分析, 需給分析・予測, 加盟国間の相互審査, エネルギー政策・技術に関する提言等を行うとともに, これらの知見を種々の出版物やワークショップ等を通じて非加盟国を含む国際社会に発信し, 世界のエネルギー安全保障の向上に貢献する。			成果実績	加盟国数	28	28	28	28
				達成度	%	100	100	100	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	石油供給途絶等の緊急時への準備・対応, 定期的な市場分析, 石油・ガス・再生可能エネルギー等の中長期の需給見通し, 加盟国及び非加盟国のエネルギー政策の相互審査, エネルギー技術展望(ETP)の出版等を通じたエネルギー技術・開発協力, 国際省エネ協力パートナーシップ(IPEEC)の活動支援等を通じた省エネルギーの研究・普及, 非加盟国へのアウトリーチ活動に関する会議(注:理事会及び作業部会等、我が国が出席する主な会議)数。			活動実績 (当初見込み)	作業部会数/年	9	8	8 (8)	— (8)
単位当たりコスト	1,664(千円/平成23年度)			算出根拠	IEA職員数(230名)に対する日本の分担金額				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	その他	347	348						
	計	347	348						

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		石油備蓄及び緊急時対応メカニズムといった国際公共財を有するIEAの活動への参加は、我が国のエネルギー安全保障を維持する上で重要かつ不可欠。また、IEAは震災後の我が国のエネルギー政策の見直しに対して、知見の提供も行っており、同機関との協力は有益。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ・使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		近年、事務局費用に対する分担金総額は名目ゼロ成長となっており、事務局は出張旅費や通信費の削減等、支出抑制に努めている。IEA事務局長は、理事会において作業計画の承認を求め、予算執行報告及び年次報告を行うこととなっており、加盟国は、これらの議論を通じて、事務局に対して事業の効率化を求めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績・成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		IEAは加盟国の承認を得た作業計画に従って活動を行っている。特に、23年度の事業においては、6月にリビアの石油供給途絶等に対応するために石油備蓄の協調放出を実施するなど、世界のエネルギー安全保障の強化に重要な貢献を行った。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	IEAは、会計年度終了後に決算書及び事業実施報告書が作成されるため、我が国は、これらの内容を精査・把握し、これらを踏まえ、新規予算作成の段階において事業の効率化等を理事会等で主張することにより適正な予算管理に努めている。 石油等のエネルギー資源の多くを輸入に依存する我が国としては、国際的なエネルギー市場の安定化を図ることを目指したIEAの活動に引き続き積極的かつ主体的に参加していく必要がある。 なお、効率的な事業執行を働きかけていくことにより、できる限り分担金負担の圧縮に努めていく。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		30	平成23年行政事業レビュー	
			19	

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	化学兵器禁止機関（OPCW）分担金	担当部署	軍縮不拡散・科学部	作成責任者				
事業開始・終了(予定) 年度	平成5年度開始	担当課室	生物・化学兵器禁止条約室	室長 今給黎 学				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ－1 国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項	関係する計画、通知等	化学兵器禁止条約第8条7項					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	化学兵器禁止条約(CWC)は、化学兵器の生産・保有・禁止等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約上定められた検証制度(申告、査察等)を通じて条約の遵守を確保するもの。大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与するべく、締約国は、CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)が実施する検証活動並びに締約国による条約の実施促進に向けた活動に要する費用及びOPCWの運営費等を分担金として負担する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	CWCには、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度が設けられている。OPCWは、各国の申告に基づき、化学兵器及び化学産業(条約で定められた化学物質を取り扱う締約国内の企業等)に対する査察を実施している。また、CWCの普遍化(加盟国数の拡大)促進及び各締約国によるCWCの国内実施の強化は、CWCの完全な履行のために、また、非国家主体によるテロ対策にとっても極めて重要であることから、発展途上国を対象にした様々なセミナーやワークショップを多数実施している。また、化学兵器による攻撃が行われた場合に、緊急かつ適切な援助が実施できるよう、援助・防護計画の整備も行う等、CWCの完全な履行のために様々な事業を実施している。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	1,419	1,453	1,080	1,014	928	
		補正予算	—	—	△773	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
	計		1,419	1,453	307	1,014	928	
	執行額		1,419	1,453	593			
執行率(%)		100.0	100.0	192.8				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	(目標)CWC実施機関たる化学兵器禁止機関(OPCW)による、CWCの主要目的の進捗。 (成果実績)CWCの主要目的(化学兵器及び生産施設の廃棄、検証を通じた化学兵器の不拡散、化学兵器の使用等に対する加盟国の援助・防護体制の促進、国際協力を通じた化学分野における経済的・技術的發展、条約加盟の促進(普遍化)、加盟国によるCWCのための国内実施措置の促進等)実現のためにOPCWが実施する諸活動を世界全体で実施していることから、加盟国数を成果実績測定のための参考指標とした。		成果実績	加盟国数	188	188	188	190
			達成度 (全加盟 対象国: 196)	%	96% (188/196)	96% (188/196)	96% (188/196)	97% (190/196)
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	2010年(具体的な数値が利用可能な最新年)の検証活動の結果、OPCWが廃棄を確認した化学兵器の量の累計は4.5万トンとなった(2009年4万トン)。OPCWは208回の産業査察を実施した他、援助・防護及び国際協力に関するセミナーを実施する等の実績を上げた。		活動実績 (当初見込み)	廃棄を確認した化学兵器量の累計(トン)	4 (4)	4 (4.5)	年次報告未発行 (4.8)	— (5.0)
単位当たりコスト	323千円/トン		算出根拠	分担金額/化学兵器廃棄量(1,453千円/4.5トン)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	分担金	1,014	928					
	計	1,014	928					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	OPCW分担金の支払いは、我が国が締結した条約上の要請に基づくものであることから、国民のニーズがあり、優先度が高く、国が実施すべきものと言える。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	国際機関であるOPCWを支出先・とすることは条約上の要請であることから、妥当。単位当たりコストの算出は困難(上記)であるが、近年OPCW予算が横ばいもしくは減額で推移。化学兵器の全廃というCWCの目的に照らせば、受益者は国際社会全体、使途は国際社会における軍縮・不拡散であり、妥当。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	条約上の義務である分担金支払に代替する手段はない。OPCWは各年の予算書において成果目標を立て、化学兵器廃棄の検証等条約の目的達成のための活動を着実に実施。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
		本件予算は国際機関分担金であり、条約加盟国は条約規定に基づき、国連分担金に関し定められる分担率に基づき分担金を支払うことが条約上の義務として求められる。我が国の分担率は国連の分担率に準拠しており、22年度まで約17%であったものが、分担率の変更により23年度から12%まで減少した。しかし、我が国は依然として米国に次ぎ2番目の分担金を負担。CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)は、各国からの分担金を活用して運営されている。OPCWは2012年予算を対前年比マイナス5%とし、それ以前も6年連続で名目ゼロ成長予算を達成する等、効率的に予算を使用している。OPCWの活動により、世界の化学兵器の廃棄は確実に進捗していると同時に、化学テロ対策のための不拡散の強化も実施されている。このため我が国として、軍縮・不拡散外交を積極的に推進し、国際の平和と安全に貢献するとの観点から、こうしたOPCWの活動を支援する必要がある、本件分担金を引き続き負担する必要がある。	
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	25	平成23年行政事業レビュー	14

平成24年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金(義務的拠出金)			担当部署庁	アジア大洋州局・南部アジア部			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度	昭和56年度開始			担当課室	地域政策課			課長 伊従誠	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅶー2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条題3項			関係する計画、通知等	「東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定」第10条第1項				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ASEAN各国から日本への貿易促進、日本とASEAN各国間の双方向の投資の流れの促進、観光客の増加、人物交流の拡大を図る活動を行うことにより、ASEAN各国の経済成長及びASEAN各国間の格差是正の努力を支援し、もって日ASEAN関係の発展に貢献すること。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)貿易関係:ASEAN製品の展示商談会の開催、商品開発専門家の派遣、ASEAN製品の対日輸出市場調査等。 (2)投資関連:投資家ミッションの派遣、投資セミナーの開催、ASEAN各国投資情報の作成等。 (3)観光交流関連:観光関連人材育成事業、観光フェアの開催、在京ASEAN各国大使館、ASEAN各国友好団体と連携した各種文化事業の実施等。 (4)その他:ホームページ及び刊行物による情報発信、ASEAN関連統計資料の作成等。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	185	185	181	181	180		
		補正予算	-	-	-				
		繰越し等	-	-	-				
		計	185	185	181				
	執行額		185	185	181				
	執行率 (%)		100	100	100				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	貿易展示商談会を通じた契約成立額			成果実績	米ドル	19,417,500	26,873,000	42,818,800	45,000,000
				達成度	%	—	132%	152%	
	ASEANホール(日ASEANセンター内に併設された多目的ホール及び常設展示場)への来場者数			成果実績	人	35,909	53,646	40,553	42,600
				達成度	%	—	142%	72%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	日ASEANセンターが主催した貿易・投資・観光交流分野及び広報活動における事業の合計数			活動実績 (当初見込み)	回	44 ()	63 ()	60 ()	— ()
単位当たりコスト	3,017千円(23年度)			算出根拠	義務的拠出額を事業件数で除したもの。				
平 成 2 4 ・ 2 5 年 度 予 算 内 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	拠出金	181	180	-					
	計	181	180						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・ 状況・ 予算の 状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	貿易、投資、観光、人的交流等の分野におけるASEANとの関係強化は我が国外交の優先課題の一つ。また、国が実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の 流れ、 費目・ 使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	センターにおいては、支出先の選定に当たり競争入札を実施する等、資金の適正な使用に努めている。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・ 成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	例えば、2011年度には、貿易展示商談会を通じたASEAN側と日本の企業実績は約4,900万ドル(2008年度比で約7.4倍)、各種行事が開催されるASEANホール(多目的ホール)への来場者数は約41,000人(2008年度比で約3倍増)と上昇傾向にある。 なお、2011年度のASEANホール来訪者が前年度比で減少しているが、この背景には東日本大震災の発生を受けていくつかの行事がキャンセルとなったこと等の影響がある。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検 結果			
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー			平成23年行政事業レビュー

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	生物多様性条約拠出金(義務的拠出金)		担当部署	国際協力局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度		担当課室	地球環境課		課長 杉中 淳		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	生物多様性条約財政規則及び第10回締約国会議決議45				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする生物多様性条約の事務局の活動を支援							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づいて決定される。各国からの拠出金は、条約事務局により、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供などの業務を行うために用いられる。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	238	193	151	153	162	
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
		計	238	193	151	153		
	執行額		238	193	151			
執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	生物多様性の保全、持続可能な利用、及び公正かつ衡平な利益配分の状況。192ヶ国+EUが批准。		成果実績		生物多様性の状況は悪化	生物多様性の状況は悪化	名古屋議定書や愛知目標の採択など重要な成果	
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	事務局が開催した会議数		活動実績 (当初見込み)	回	2008年6月から2010年7月の間に、126の会議、8,021頁の文書、及び1,063名以上の出席者 (UNEP/CBD/COP/10/7)	2008年6月から2010年7月の間に、126の会議、8,021頁の文書、及び1,063名以上の出席者 (UNEP/CBD/COP/10/7)	本年10月に開催されるCOP11において報告される予定	—
	作成した会議文書等のページ数			ページ				
	主要な会期間会合への出席者数			人				()
単位当たりコスト	401万円/会議(2009年における会議1回あたりの我が国のコスト)		算出根拠	238百万円(2009年度の執行額)/(129(2008年6月から2010年7月の間の会議数)×12ヶ月/26ヶ月)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	生物多様性条約拠出金	153	162					
	計	153	162					

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		生物多様性条約の目的達成に我が国が貢献することについては、2010年に名古屋市で開催されたCOP10に対する国民の反応に鑑みれば、広く国民の理解が得られているものと考えられる。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		使途の必要性、コスト削減努力の妥当性などについては、締約国会議の場などにおいて厳しくチェックされているが、問題は確認されていない。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		一昨年に名古屋市で開催されたCOP10において採択された愛知目標の達成のための取組や、名古屋議定書の早期かつ効果的な実施のための取組などが着実に実行されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
	拠出額や使途が適切かどうか、効果が上がっているかについては、締約国会議等の場において、我が国をはじめとする先進締約国により厳しくチェックされており、問題は確認されていないが、引き続き効果的な事業の実施を求めている。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		32	平成23年行政事業レビュー	22

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	砂漠化対処条約拠出金(義務的拠出金)	担当部局庁	国際協力局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度	担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3	関係する計画、通知等	砂漠化対処条約第22条2(e)及び第1回締約国会議決定				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	砂漠化対処条約は、地球的規模での影響を与えることが懸念されている砂漠化の進行について国際的協調のもとに対処するための法的枠組みの構築と具体的措置の実施を推進することを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ボン(ドイツ)に所在する砂漠化対処条約の常設事務局には以下の活動が求められている。 (イ) 締約国会議の準備。 (ロ) 補助機関会合の準備。 (ハ) 条約に基づく報告書のとりまとめ。 (ニ) 他の国際機関との協力。 (ホ) 締約国会議が決定する他の任務の遂行。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	172	124	148	101	99
		補正予算	-	-	-	-	
		繰越し等	-	-	-	-	
	計	172	124	148	101		
	執行額	172	124	148			
執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	砂漠化対処条約の下で、各締約国において深刻な干ばつまたは砂漠化に直面する国や地域が砂漠化に対処するための「十年戦略」が2008年採択され、各国が今後二年ごとに過去二年の国別報告書を提出することとなっている。	成果実績	国別報告書		107		
		達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	砂漠化対処条約の締約国会議や関連会合の開催、締約国の条約実施を支援するための技術ガイドラインの作成、途上国の能力構築等の活動が行われた。	活動実績 (当初見込み)	締約国会議	1		1	—
単位当たりコスト	34,900ドル/国	算出根拠	拠出金/締約国数				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	砂漠化対処条約拠出金	101	99				
	計	101	99				

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		砂漠化による影響は、環境保全、気候変動、衛生、食料など、人間生活のあらゆることに及ぶと言われており、日本でも黄砂問題等について関心が高い。本事業は、国家間の条約事務局の運営に関する費用支出であり、国が実施すべき事業。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	－	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		2009年第8回締約国会議において、条約実施を推進のための「10年戦略」が採択され、この戦略において設定されている目標の達成に向け、各加盟国が取り組みを実施している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名		
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	日常業務を通じた事務局活動の把握に加え、2年に一度開催される締約国会議及び1年に一度程度開催される補助機関会合において、砂漠化への対処という条約の目的が推進されているか、適正な財政執行がなされているか検証している。引き続き、他の締約国と連携し、締約国会議等の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本 の 分担額・拠出額 に 応じて 要求額 を 見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本 の 分担額・拠出額 に 応じて 要求額 を 見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号 平成22年行政事業レビュー 36 平成23年行政事業レビュー 27				

平成24年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	国際海洋法裁判所(ITLOS) 分担金			担当部局庁	国際法局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度	平成8年度			担当課室	海洋室			室長 加藤喜久子	
会計区分	一般会計			施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項			関係する計画、通知等	国際海洋法裁判所規定第19条1				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ITLOSの平和的紛争解決活動を支え、我が国の海洋問題に対する発言力を確保する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海洋に関連する締結国間の紛争等の平和的解決に資するため、分担金支払いによりITLOSの組織整備を助け、公正な裁判制度を維持する。なお、我が国はITLOS分担金の最大の負担国である。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
			当初予算	235	256	151	181	139	
			補正予算	—	—	▲24	—		
			繰越し等	—	—	—	—		
	計		235	256	127	181			
	執行額		235	256	127				
	執行率(%)		100	100	100				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	付託された事案に対する判断を示すという国際裁判所としての役割を果たす			成果実績	加盟国数	160	161	162	192
				達成度	%	83.33	83.35	84.38	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	付託された事案に関し迅速な裁判を行い、判決を下す。			活動実績 (当初見込み)	職員数	56	58	58	58
				() () ()					
単位当たりコスト	218万円(人件費等)			算出根拠	126,508千円÷58人(平成23年度拠出額÷職員数)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	その他(人件費、旅費、事務運営等)	181	139						
	計	181	139						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	目的・予算執行については、効率的・適正に処理されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	資金の流れ、費目等特に問題なし。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	平成24年3月14日には、ITLOSにとって初の勧告的意見となるバングラデシュ・ミャンマー間の海洋境界画定紛争に関する判決を出すなど、海洋における紛争の平和的解決と、海洋における法秩序の維持・発展のための着実な活動を行っている。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	海洋国家である我が国は、国連海洋法条約を基礎とする海洋秩序の維持と健全な発展こそが我が国の国益に直結すると考えており、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野における法的秩序の維持と発展のために国際海洋法裁判所(ITLOS)が果たす役割を極めて重視している。 2007年8月以降、ITLOSに対する事案の付託は途絶えていたが、2009年末から「バングラデシュ・ミャンマー間海洋境界画定に関する紛争(事案番号16)」、「深海底における探査活動を行う個人及び団体を保証する国家の責任及び義務に関する勧告的意見」(事案番号17)、「ルイザ号事件(事案番号18)」、「ヴァージニアG号事件(事案番号19)」が付託されており、国際社会によっても、そのような裁判所の役割が認識されてきていると考えている。事案が付託された場合、既に予定していた会議と連続して事案の審理を実施する等、工夫して予算増を押さえ、また、ITLOS書記局が職員を増員せずに事案に対応してきていることは、評価に値する。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	20

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	気候変動枠組条約拠出金(義務的拠出金)		担当部局庁	国際協力局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度開始		担当課室	気候変動課		課長 加納 雄大		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	気候変動枠組条約第7条2(k)及び第1回締約国会議決定				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地球温暖化問題に対処するための国際的な取り組みを定めるもの。温室効果ガスの濃度の安定化を目的として、先進国における温室効果ガスの抑制削減措置の実施、途上国の取り組みに対する支援等を定めている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	条約締約国に義務づけられた拠出金。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	298	254	189	211	192	
		補正予算	—	—	▲63			
		繰越し等	—	—	—			
		計	298	254	126	211		
	執行額		298	254	126			
	執行率(%)		100%	100%	100%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	地球温暖化問題に対処するための国際的な取り組みの進展(我が国の積極的な働きかけもあり、コペンハーゲン合意には115か国、カンクン合意及びダーバン合意には193か国が賛同した)			成果実績	115/193	193/193	193/193	
				達成度	%	59.60%	100%	100%
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	国連の下での国際会議(AWG, SB, COP等)の実施			活動実績 (当初見込み)	6	5 (3)	4 (3)	— (3)
単位当たり コスト	(65.2万円/国)			算出根拠	執行額÷ダーバン合意賛同国数			
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	気候変動枠組条約拠出金	211	192					
	計	211	192					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	温室効果ガス削減は国際社会の責務であり、外交交渉は国が行う。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	全ての条約加盟国が参加して予算審議を行っている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	温室効果ガス削減に向けて着実に進んでいる。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
	・2008-2009年予算まで、事務局予算はドル建てであったが、事務局の支出の多くがユーロであることから、為替変動の影響を抑え、予算の安定を図るために、2010-2011年予算よりユーロ建てに変更されている。 ・2012-2013年事務局予算交渉においては、業務量が増大する中で、事務局より提示された前期比16.2%増の予算案に対して、日本から、既存のポストでの対応等、業務効率化を強く主張し、最終的に9.75%にとどめた。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・提出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・提出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号 平成22年行政事業レビュー 31 平成23年行政事業レビュー 21			

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	国際熱帯木材機関(ITTO)分担金	担当部署庁	国際協力局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和59年度	担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3	関係する計画、通知等	1994年国際熱帯木材協定第19条6					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ITTOは、熱帯木材の貿易の振興、促進を通じての熱帯木材生産国の経済発展に貢献すると共に、熱帯林の持続可能な経営を促進することを主な目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国際熱帯木材協定(ITTA)の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に設置された国際熱帯木材機関(ITTO)事務局運営費。 熱帯林経営に関するガイドラインや基準の作成・普及、熱帯木材貿易に関する統計資料の整備・公表を行うとともに、持続可能な熱帯林経営を促進するための生産国支援などの活動を行う。 具体的には、「熱帯林の生態系維持と持続的開発」及び熱帯木材の「研究・開発」、「市場情報の改善」、「生産国における加工度向上」「造林、森林経営」の分野において、途上国たる熱帯木材生産国でのプロジェクトの選別、準備及び実施の監視等を行う。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	98	91	123	112	97	
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
	計		98	91	123	112		
	執行額		98	91	123			
執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	持続可能的に管理された森林から合法的に伐採された熱帯木材の国際取引への転換と拡大及び熱帯木材生産林の持続可能な管理の促進。62ヶ国+EUが加盟。		成果実績		持続可能に経営されている熱帯林は、 2005年:ITTO統計対象地域8.59億haのうち3,640万ha(4.2%) 2010年:ITTO統計対象地域7.83億haのうち5,330万ha(6.8%)に増加した。			
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	理事会の開催支援、熱帯林生産国でのプロジェクト実施支援、ガイドラインや作業計画の策定など、加盟国の活動を支援するために使用された。		活動実績 (当初見込み)	理事会	1 ()	1 ()	1 ()	1 ()
単位当たりコスト	138,000ドル/国		算出根拠	分担金/加盟国数				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	国際熱帯木材機関分担金	112	97					
	計	112	97					

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		熱帯林の適正な利用と保全は、地球環境の保全のみならず、気候変動抑制や生物多様性保全にも深くかかわっており、関心も高まっている。本事業は、国家間の商品協定に基づく、取り組みであり、国が実施すべき事業。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		費目・使途については、毎年開催されている理事会において、議論されている。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		熱帯木材に関する唯一の商品協定であり、熱帯木材生産国では、当該機関の策定したガイドライン等が積極的に活用されている。ITTO加盟国は、アクションプランに基づき、プロジェクトの企画・立案を行っており、それらの取り組みにより持続可能的に経営されている熱帯林の面積は増加しつつある。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			
点検結果	我が国の拠出案件のモニタリングや事後評価システムによる個別活動の状況確認を通じた、ITTOの活動状況の検証を実施している。また、日常業務を通じた事務局活動の把握に加え、年一回開催される国際熱帯木材理事会と併催の行財政委員会において、分担金の適正かつ効果的な活用について確認している。加盟国と連携しつつ、理事会等の場で、事務局に対して、一層の業務効率化を求める。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		40	平成23年行政事業レビュー	
			30	

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	エネルギー憲章条約(ECT)分担金	担当部局庁	経済局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成8年度	担当課室	経済安全保障課	課長 大隅 洋				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項	関係する計画、通知等	エネルギー憲章に関する条約 第37条第3項 エネルギー効率等議定書 第11条第2項					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本条約は、旧ソ連及び東欧諸国における市場原理に基づく法整備等を通じて、エネルギー原料・製品の貿易の自由化及びエネルギー分野における投資の自由化・保護を図ることにより、当該諸国から先進諸国へのエネルギーの安定供給の確保並びに当該諸国のエネルギー分野の再建及び経済改革を促進することを目的。エネルギー資源の大宗を海外からの輸入に依存する我が国のエネルギー安全保障に資する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本条約は、蘭のエネルギー共同体構想に淵源を有するが、我が国は本構想が東欧及び旧ソ連諸国も対象とするものであることが明らかになって以降、本件が全世界的な文脈で検討されるべきものであることを強く主張し、交渉への参加をEC側に認めさせた経緯があり、交渉において欧州諸国と共に中心的な役割を果たし、積極的に条約を実施する活動に参加してきた。我が国は、交渉にかかる経費について応分の負担を行い、平成7年以降は署名国として条約の機構部分を暫定的に適用し、法令の範囲内で当該経費を分担金として負担する義務を負ってきた。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	146	132	123	109	101	
		補正予算	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—		
	計		146	132	123	109	101	
	執行額		146	132	107			
執行率(%)		100.0%	100.0%	87.5%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	ECTはエネルギー原料・製品の貿易や通過の自由化、エネルギー分野への投資の自由化・保護を図る上で重要な法的基盤を提供するとともに、締約国の投資環境やエネルギー効率に関する報告書の出版やワークショップの開催等を通じて、投資保護やエネルギー体系における環境上の悪影響の軽減に関する政策形成に貢献する。		成果実績	締約国数(含むEU)	47	47	47	47
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	条約の最高意思決定機関である憲章会議、同会議の補助機関、補助機関の諮問機関、その他特定事項に関するワーキング・グループ、セミナー、ワークショップ等の会議数		活動実績 (当初見込み)	会議数等/年	21	19	22 (14)	— (20)
単位当たりコスト	4,377(千円/平成23年度)		算出根拠	ECT事務局運営費(職員数28名)に対する日本の分担金額				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	その他	109	101					
	計	109	101					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	エネルギー分野に限られているものの、唯一のマルチの投資協定であり、我が国関連企業の海外投資を保護する条約である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	近年、事務局費用に対する分担金総額は名目ゼロ成長となっており、事務局は職員定数の削減や職員給与のインフレ調整を行わない等、支出抑制に努めている。また、ECT事務局長は、憲章会議において作業計画の承認を求め、予算執行報告及び年次報告を行うが、我が国を含む加盟国は、これらの議論を通じて、事務局に対して事業の効率化を求めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	活動の中長期計画を作成しているとともに、毎年度、事務局は同計画に基づき、かつ加盟国等の承認を得た事業計画に従って活動を行っている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	ECTは、会計年度終了後に財務諸表及び外部監査報告書が作成されるため、我が国は、これらの内容を精査・把握し、これらを踏まえ、新規予算作成の段階において、事業の効率化等を憲章会議等で主張することにより適正な予算管理・執行に努めている。 エネルギー・鉱物資源の多くを輸入に依存する我が国としては、エネルギー憲章条約(ECT)への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図ることは引き続き重要。 なお、効率的な事業執行を働きかけていくことにより、できる限り分担金負担の圧縮に努めていく。		
予算監視・効率化チームの所見			
	日本の分担金・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
	日本の分担金・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	37	平成23年行政事業レビュー	25

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	ボスニア和平履行評議会(PIC)拠出金 (義務的拠出金)		担当部署	欧州局		作成責任者			
事業開始・ 終了(予定)年度	平成9年度開始		担当課室	中・東欧課		課長 河津 邦彦			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、 通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	3つの民族がモザイクのように居住し、ボスニア紛争において約20万人の犠牲者を出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナにおいては、95年12月に国際社会の関与の下、デイトン合意が結ばれ、92年以来の武力紛争が終結した。デイトン合意の履行を監視、同国の国造りを支援する強力な国際的枠組みへの支援を通じ、同国及び西バルカン全体の平和と安定に貢献するとともに、G8の一員、グローバル・パワーとして、世界の平和と安定に積極的に貢献する我が国の積極的姿勢を示す。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	デイトン合意の履行を監視する国際的枠組みである和平履行評議会(PIC)によって任命され、閣僚罷免権、法律の改廃を含む強力な権限(「ボン・パワー」)を有し、また、同国の国造りを支援する上級代表事務所の運営経費。我が国は1996年に上級代表事務所の運営の10%を負担することを表明、1997年以降、義務的分担金として継続して拠出を行っている。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	—	129	120	98	72		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
		計	—	129	120	98	72		
	執行額		—	129	120	98			
執行率(%)		—	100%	100%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	BHの国造り支援及び西バルカンの平和と安定。 (事業の性質上、定量的な目標を提示することは困難であるが、BHにおいては、4年毎の総選挙が平和裡に行われ、一人あたりGNPも過去10年間で約3倍に増加(2001年\$1,610→2010年\$4,790)。さらに、2008年6月にはEU加盟への第1歩となる安定・連合化協定に署名、2008年に上級代表事務所閉鎖のベンチマークとして提示された「5つの目標と2つの条件」についても、現在までに2目標及び1条件を達成済みであり、残り3目標についても進展がみられる。)			成果実績	ドル	4,740	4,790	4,715	
				達成度	%	—	—	—	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	運営経費の用途は上級代表事務所の活動全般に及び定量的な目標を提示することは困難であるが、上級代表事務所の運営に際しては、大使会合(毎週)、政務局長会合(年3回)、予算専門家会合(年2回)等の各国を交えた各種会合を頻繁に開催。また、上級代表は近年、年10本以上の上級代表命令を発出(デイトン合意に基づきBH国内法と同じ効力を持つ)。			活動実績 (当初見込み)		—	—	—	—
					会合数:42回 上級代表決定数:31本 上級代表訪日数:1回	会合数45回 上級代表決定数:12本 上級代表訪日数:1回	会合数:48回 上級代表決定数:6本 上級代表訪日数:1回	会合数:45回 上級代表決定数:5本 上級代表訪日数:1回	
単位当たり コスト	上述のとおり、成果実績及び活動実績を定量的に示すことは困難であり、単位当たりコストの提示を行うことはできない。			算出根拠					
平成 24・25 年度予算 内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	運営費	98	72	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
	計	98	72						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	西バルカン地域の安定と繁栄は欧州の平和と安全に大きな影響を持つところ、欧州の安定・経済情勢から多大な影響を受ける我が国にとって、西バルカン地域の安定の鍵となるBHの安定・発展に欠かせない役割を果たす上級代表事務所運営支援は国が実施すべき、優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きき場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本件は代替性のない機関による不可欠の活動であるが、BHの安定化・発展に伴い、必要な活動を整理するとともに、経費削減に努めている。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本件は代替性がなく、BHの安定を確保するための実効性の高い手段となっている。また、BHにおける和平・安定の達成に向けた目標を立て、着実にその成果を得ている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	(1) 上級代表事務所という、強力な権限(法律の改変、閣僚等の罷免)をもった国際的な枠組みのプレゼンスの存在により、BHにおいて Dayton 合意以降、武力紛争は生じておらず、4年毎の総選挙も着実に行われ、平和と民主主義の着実な定着が見られる。また、経済面においても、1人あたりGNPも1,610ドル(2001年)から、4,790ドル(2010年)への大きな発展を遂げた。さらに、2008年6月にはEU加盟への第1歩となる安定・連合化協定に署名、2008年に上級代表事務所閉鎖のベンチマークとして提示された「5つの目標と2つの条件」についても、現在までに2目標及び1条件を達成済みであり、最近に残り3目標についても達成に向けた進展がみられるなど、欧州統合への道を着実に歩んでいる。 (2) 我が国による貢献に対しては、各国・国際機関から高い評価が示されてきている。 (3) 上級代表事務所予算は発足まもなくのピーク時3000万ユーロ以上から現在約940万ユーロ(3分の1以下)。人員もピーク時の約700人から毎年着実に減少し、現在約145人(4分の1以下)。我が国からの拠出額も年々減少。BHの復興、国造りの進展とともに同事務所が果たすべき役割について不断の見直しを行い、一層の経費の削減を働きかけていく。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	26

平成24年行政事業レビューシート(外務省)

事業名	ベルリン日独センター分担金		担当部局庁	欧州局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和60年度		担当課室	中・東欧課		課長 河津 邦彦		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日独及び日欧の「学術の出会いの場」として、日独・日欧間の交流・協力を促進すること。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1984年の日独首脳会談において、ベルリンの旧日本大使館建物を修復・再利用し「学術の出会いの場」を設けることにつき合意。これを受け、85年にベルリン日独センターがドイツ法上の財団法人として設立された(独の首都移転に伴い、ベルリン日独センターの建物が大使館として使用されることとなったため、センターは98年、新事務所に移転)。センターの運営経費及び事業経費については、両国政府間の交換公文により、日独折半にて負担することが取り決められており(義務的経費)、毎年秋に開催される政府間協議で合意を得たセンター予算に基づき、分担金を予算計上している。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	114	107	108	101	94	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
		計	114	107	108	101	94	
	執行額		114	107	108	101		
	執行率(%)		100%	100%	100%	100%		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	日独及び日欧の「学術の出会いの場」として、日独・日欧間の交流・協力を促進してきた結果、センターの日独交流の中心としての認知度が高まっている。その成果全般を定量的に示すことは困難であるが、例えば2009年より開始したメールマガジンは一定数の購読者を獲得している。また、今般の東日本大震災では、センターの呼びかけに応じ、25万8795ユーロの義捐金を集め、日本のカウンターパートを通じ、被災者支援という重要な役目を果たすに至った。	成果実績	メルマガ登録者数	1200	2200	3400		
		達成度	%	—	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	会議系事業、文化系事業、人的交流事業を実施。	活動実績 (当初見込み)	会議系事業、文化系事業及び人的交流事業の開催件数	38件 会議系:18件 文化系:14件 人的交流:6件	41件 会議系:19件 文化系:15件 人的交流:7件	48件 会議系:18件 文化系:27件 人的交流:3件	— ()	
単位当たりコスト	2. 25百万(円/件)		算出根拠	執行額(108百万円)/会議系事業、文化系事業及び人的交流事業の開催件数(48件) (平成23年度)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	運営費	101	94					
	計	101	94					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	日独がともに直面する課題に関するシンポジウム、ワークショップをドイツ側有カシンクタンクと共催しつつ実施、また東日本大震災被災者の支援及び記念行事を実施する等広く国民に裨益し、国として実施すべき事業を実施している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きき場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	ベルリン日独センターの経費については、両国政府間の交換公文により、日独折半にて負担することが取り決められているところ、本事項は該当せず。(センター側には、第三者機関による寄付等、分担金以外の収入にも意を用いるよう要請しており、予算総額からこれらの分担金以外の収入を差し引いた額を日独両国で折半して負担することとなっている)。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	-	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	国際交流基金の独国内の拠点であるケルン日本文化会館は、文化事業を中心とした活動を行っており、学術分野や青少年の交流を中心に事業を行うベルリン日独センターとは役割を異にしている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	ベルリン日独センターは、学術分野や青少年を主な対象として日独間の交流・相互理解を促進する事業を実施してきている。また、2011年は日独150周年行事の中核として、金春流能公演、北斎回顧展等を開催するとともに東日本大震災の追悼行事も開催されたところ、例年にもまして多くの事業が実施されることとなった。具体的には、2011年4月～2012年3月においては、48件の事業を実施(会議系:「東日本大震災と新旧メディアの役割」、「アジアにおける米中関係」、「長期介護」等、人的行事:「活動弁士のサイレント映画上映会」、「山口智子講演会」、「日本現代写真の一面」講演会等、文化系:「ダーレム音楽祭」、「北斎展」、「創作人形展」等)。これらの事業に対し、我が国は、センターの評議会、全体理事会等の場を通じて、センター事業の方向性につき影響力を行使してきており、センターは、我が国にとって対独政策広報のみならず対EU政策広報の活動拠点としても重要な役割を果たしている。		
予算監視・効率化チームの所見			
	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	39	平成23年行政事業レビュー	29

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	国際海底機構分担金		担当部局庁	国際法局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成10年度		担当課室	海洋室		室長 加藤喜久子			
会計区分	一般会計		施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国連海洋法条約第160条2(e)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際海底機構は、深海底鉱業活動の管理運営を取り進めているところ、我が国は、深海底鉱物資源の探査活動に従事し得る企業を有する先進鉱業国として深海底鉱業開発には関心が高く、これら鉱業活動促進のために機構に積極的に協力する必要がある。本件分担金のスムーズな支払いは、かかる国際海底機構の政策・行動に対する我が国の発言力を確保することになる。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1994年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立された国際海底機構は、理事国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	130	115	95	86	93		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
		計	130	115	95	86			
	執行額		130	115	94				
	執行率(%)		100	100	99				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	深海底鉱物資源開発のルール作りに積極的に参画し、日本の利益を反映する必要がある。			成果実績	加盟国数	158	159	162	192
				達成度	%	82.29	82.81	84.38	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	毎年国際海底機構の総会・理事会を開催。			活動実績 (当初見込み)	職員数	34	35 ()	35 ()	— ()
単位当たりコスト	268万円(人件費等)			算出根拠	93,771千円÷35人(平成23年度拠出額÷職員数)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	その他(人件費、旅費、事務運営等)	86	93						
	計	86	93						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	目的・予算執行については、効率的・適正に処理されている。
	—	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	資金の流れ、費目等特に問題なし。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	着実に活動を実施してきている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本件分担金のスムーズな支払いは、国際海底機構の政策・行動に対する我が国の発言力を確保することになる。		
予算監視・効率化チームの所見			
	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	28

平成24年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	気候変動枠組条約(京都議定書)拠出金 (義務的拠出金)			担当部局庁	国際協力局			作成責任者	
事業開始・ 終了(予定) 年度	平成17年度開始			担当課室	気候変動課			課長 加納 雄大	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3項			関係する計画、 通知等	気候変動枠組条約第7条2(k)及び第1回締約国会議決定ならびに京都議定書第13条5				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	地球温暖化問題に対処するための国際的な取り組みを定めるもの。温室効果ガスの濃度の安定化を目的として、先進国における温室効果ガスの抑制削減措置の実施、途上国の取り組みに対する支援等を定めている。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	温室効果ガスの濃度安定化のために、各国の温室効果ガス削減をモニタリングしている。 また、温室効果ガス削減のため各国が取り組むべき方策等を協議している。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
			当初予算	224	187	139	128	121	
			補正予算	—	—	▲47			
			繰越し等	—	—	—			
	計		224	187	93	128			
	執行額		224	187	93				
執行率(%)		100%	100%	100%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	地球温暖化問題に対処するための国際的な取組みの進展(我が国の積極的な働きかけもあり、コペンハーゲン合意には115か国、カンクン合意及びダーバン合意には193か国が賛同した)			成果実績		115/193	193/193	193/193	
				達成度	%	59.60%	100%	100%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	国連の下での国際会議(AWG, SB, COP等)の実施			活動実績 (当初見込み)		6	5 (3)	4 (3)	— (3)
単位当たり コスト	(48万円/国)			算出根拠	執行額÷ダーバン合意賛同国数				
平成24・25年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	枠組条約(京都議定書)	128	121						
	計	128	121						

事業所管部局による点検							
	評価	項目	評価に関する説明				
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	温室効果ガス削減は国際社会の責務であり、外交交渉は国が行う。				
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。					
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。					
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	全ての条約加盟国が参加して予算審議を行っている。				
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。					
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。					
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。					
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。					
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	温室効果ガス削減に向けて着実に進んでいる。				
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。					
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。					
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。					
		※類似事業名とその所管部局・府省名					
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					
	・2008-2009年予算まで、事務局予算はドル建てであったが、事務局の支出の多くがユーロであることから、為替変動の影響を抑え、予算の安定を図るために、2010-2011年予算よりユーロ建てに変更されている。 ・2012-2013年事務局予算交渉においては、業務量が増大する中で、事務局より提示された前期比16.2%増の予算案に対して、日本から、既存のポストでの対応等、業務効率化を強く主張し、最終的に9.75%にとどめた。						
予算監視・効率化チームの所見							
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し					
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)							
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し					
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）							
関連する過去のレビューシートの事業番号 <table border="1"> <tr> <td>平成22年行政事業レビュー</td> <td>34</td> <td>平成23年行政事業レビュー</td> <td>23</td> </tr> </table>				平成22年行政事業レビュー	34	平成23年行政事業レビュー	23
平成22年行政事業レビュー	34	平成23年行政事業レビュー	23				

平成24年行政事業レビューシート(外務省)									
事業名	バーゼル条約拠出金(義務的拠出金)			担当部署庁	国際協力局			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度			担当課室	地球環境課			課長 杉中 淳	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅶー3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3			関係する計画、通知等	バーゼル条約第15条3及び第1回締約国会議				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	バーゼル条約は有害廃棄物及び他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組を作ること及び環境を保護することを目的とする条約である。主たる目的である有害廃棄物の越境移動の規制を推進する上で、途上国の廃棄物処理能力の向上は重点課題の一つである。これらを目的に作成された戦略計画を実施する本条約事務局を支援し、その負担に応じることは、締約国の責務であるとともに、我が国の本条約の下での国際協力に対する積極的姿勢を内外に明らかにすることができるものである。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	バーゼル条約は、1992年5月に発効、我が国は1993年に締約国となった。条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められている。条約事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の伝達、締約国会議が決定する他の任務の遂行等の活動を実施している。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
			当初予算	90	86	87	60	56	
			補正予算	-	-	-	-		
			繰越し等	-	-	-	-		
	計		90	86	87	60			
	執行額		90	86	87				
	執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	バーゼル条約の下で、各締約国において、有害廃棄物の環境上適正な管理や国境を越える移動に関する規制が実施され、有害廃棄物が環境に及ぼす影響が削減された。					21年度	22年度	23年度	
	達成度				締約国数	172	175	179	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	バーゼル条約の締約国会議や関連会合の開催、締約国の条約実施を支援するための技術ガイドラインの作成、途上国の能力構築等の活動が行われた。					21年度	22年度	23年度	
	活動実績 (当初見込み)				途上国能力構築のためのワークショップやプロジェクトの件数	6	9	7	-
単位当たりコスト	26,146ドル/国				算出根拠	予算総額÷締約国数			
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	バーゼル条約拠出金		60						
計		60							

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		廃棄物の量の増加及び多様化が人体・環境へ与える影響に鑑みれば、環境上適正な廃棄物の処理は極めて重要。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不用率が大い場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		締約国会議において、真に必要と考えられる活動に限って拠出金が用いられるよう用途が厳しく精査されている。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		廃棄物の越境移動に関し、締約国に事前通報を義務づけるものであり、遵守委員によるレビューも実施されるなど、実効性の高い条約である。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	※類似事業名とその所管部局・府省名 廃棄物処理(環境省廃リ部)	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	特段の問題はないが、引き続き効果的な事業の実施を求めている。			
予算監視・効率化チームの所見				
日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー	41	平成23年行政事業レビュー	31	

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	野生動植物取引規制条約信託基金拠出金 (義務的拠出金)	担当部局庁	国際協力局	作成責任者			
事業開始・ 終了(予定) 年度	昭和55年度	担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-3 国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3	関係する計画、 通知等	ワシントン条約11条3.(a)				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	条約事務局の運営に対する支援を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力を促進する。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	条約に規定された条約事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うため、条約信託基金に対し活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出が求められている。 条約事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議の準備・フォローアップ、②各国の法令・条約実施体制に関する情報収集、③問題のある取引等についての情報収集・通報・注意喚起、④取引統計の作成、⑤マニュアル(図鑑等)の作成、⑥生息状況等の調査、⑦効果的な条約の実施方法についての研究、⑧各担当者等向けの研修、⑨広報、⑩条約附随書の編集等を実施している。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	89	81	77	56	55
		補正予算	-	-	-	-	
		繰越し等	-	-	-	-	
		計	89	81	77	56	
	執行額	89	81	77			
	執行率(%)	100%	100%	100%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	地球環境問題の中でも自然環境保全と密接な関わりを有する野生動植物の種の絶滅の問題に対処し、生物資源の保全と持続可能な利用の推進が実現した。	成果実績	締約国 数	173か国	175か国	175か国	
		達成度	%				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	ワシントン条約の活動・プロジェクトを支え、絶滅のおそれのある野生動植物の保護に貢献した。	活動実績 (当初見込み)	会議及び主催 ワークショップ	7回	7回 ()	7回 ()	— ()
単位当たり コスト	31,281米ドル/国	算出根拠	拠出総額÷締約国数				
平成 24 ・ 25 年度 予算 内訳 (単位:百万円)	費 目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	野生動植物取引規制条約 信託基金拠出金	56	55				
計	56	55					

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		本条約が扱う動植物種は多岐かつ地理的に広範囲にわたっており、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが国レベルで協力して実施することが求められている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		本条約が扱う動植物種は多岐かつ地理的に広範囲にわたっており、その生息状況の把握や取引情報の管理には、高度な専門的知見と膨大な作業が求められるにも関わらず、本条約の事務局は極めて小規模(29名)にとどまっており、効率的な運用が図られている。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		事務局の運営に加え、常設委員会、動物委員会、植物委員会等の関連会合を効率的に運営すべく、会合開催地を原則として事務局が所在する寿府に限定したり、複数の会合をバック・トゥ・バックで開催するなどの工夫が図られている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	特段の問題はないが、引き続き効果的な事業の実施を求めていく。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		42	平成23年行政事業レビュー	
			32	

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	日中韓協力事務拠出金(義務的拠出金)	担当部局庁	アジア大洋州局・南部アジア部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始	担当課室	地域政策課	課長 伊従誠				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ－2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条、外務省組織令第39条	関係する計画、通知等	日中韓協力事務局設立協定第8条					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	三者間協力案件の探求及び実施を促進すること等により、三国間協力の更なる促進に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	潜在的な協力案件の探求、協力案件の評価、ウェブサイトの運営等。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	-	-	60	54	76	
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
		計	-	-	60	54		
	執行額		-	-	60			
執行率(%)		-	-	100				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	日中韓三国間協力を促進し、地域の平和と安定に貢献する。(直接的な成果実績は困難だが、三国間の人的交流規模を参考指標とする)		成果実績	万人	1350	1656	1606	
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	日中韓協力事務局が参加した日中韓三国間協議の数		活動実績 (当初見込み)		-	-	5	— ()
単位当たりコスト	(3,000千円/平成23年度)		算出根拠	拠出金の額を日中韓協力事務局の職員の数(20名)で除したもの。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	拠出金	54	76					
	計	55	76					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	国が実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	-	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	—
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	事務局の年次予算は、三か国外務高級実務者協議の承認を得た上で三か国外相会議に提出され承認を得ることとされている。また、事務局長が年次会計報告を三か国に提出することとなり、日本としてもこれを十分把握できる体制となっている。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー			平成23年行政事業レビュー

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	化学兵器禁止機関（OPCW）拠出金（義務的拠出金）		担当部局	軍縮不拡散・科学部		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成10年度開始		担当課室	生物・化学兵器禁止条約室		室長 今給黎 学		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ－1 国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	化学兵器禁止条約検証附属書第4部(B)15、第4回締約国会議決定、日中OPCW三者間での合意				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、我が国国内において発見されている旧日本軍の老朽化化学兵器(OCW)、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW)のそれぞれを廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。化学兵器禁止機関(OPCW)は、CWCに基づき、我が国が実施するこれらOCW及びACWの処理に対し各種査察を実施しているところ、我が国としてこれら査察を受け入れ、CWC上の義務を誠実に実施していることを証明するとともに、軍縮・不拡散に対する我が国の積極的な姿勢を示す。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本件拠出金は、中国遺棄化学兵器の査察受入れに要する経費である。遺棄化学兵器の査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCWによる査察期間中、CWCの規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(OCW又はACWの廃棄状況、条約上の問題、砲弾の種類等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容と査察対象事業等に関する評価を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。なお、ACWに関する査察は廃棄地である中国国内で行われ、中国側国内当局者も査察団に同行する。この際、査察団に同行する我が国国内当局者は、査察団が作成する報告書につき中国側と協議した上で署名を行う。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	21	33	51	34	41	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
		計	21	33	51	34	41	
	執行額		14	18	31			
	執行率 (%)		66.9	52.4	61.5			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	(目標)条約に基づくOPCWの中国での査察を実施し、我が国としてCWCに基づく義務を誠実に履行していることが確認されること。 (成果実績)23年度、OPCWは中国国内で7回、延べ9か所においてACWに関する査察(発掘回収、保管庫及び廃棄)を実施。いずれの査察においても問題は指摘されず、我が国としてCWCに基づく義務を誠実に履行していることが客観的に確認されると共に、我が国のACW事業の適切性及び信頼性向上が図られた。		成果実績	加盟国	185	185	188	190
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	平成23年度、OPCWは中国国内で7回、延べ9か所において遺棄化学兵器に関する査察(発掘回収、保管庫及び廃棄)を実施。		活動実績 (当初見込み)	回	4	6 (6)	7 (7)	— (10)
単位当たり コスト	①38,437米ドル／1回(日中分) 30,420ユーロ／1回(OPCW分)		② 算出根拠	①269,061米ドル(23年度実施分の日中分経費総額)/7回/査定回数 ②60,842ユーロ(23年度実施分のOPCW分経費総額)/2回回数				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	義務的拠出金	34	41	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
	計	34	41					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	OPCWによる査察は我が国が締結した条約上の要請に基づくものであることから、国民のニーズがあり、優先度が高く、国が実施すべきもの。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	支出先は査察実施主体であるOPCWであり妥当。OPCWは査察期間の短縮等、領域締約国として査察受入準備を担う中国側は安価な輸送手段の選択等、可能な限りの効率化、費用削減に努めており、我が国としても更なる効率化を累次要請している。使途は査察の実施という目的に限定されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	査察受入は条約上の義務であり、代替手段は存在しない。各回とも査察は遅滞なく実施され、我が国の事業に関する問題は指摘されず、我が国がCWC上の義務を誠実に実施していることが査察を通じ客観的に確認されていることから、成果目標の達成は見込みどおり実現している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本件拠出金は、中国遺棄化学兵器の査察受入に要する経費である。化学兵器禁止条約(CWC)は、各種の検証措置を伴う画期的な枠組みとして、多国間軍縮条約のモデルであり、CWCの検証の成否は今後の世界的な軍縮の促進にとり重要なメルクマールとなるものである。本件拠出金は、我が国に課せられた条約上の義務(中国遺棄化学兵器の廃棄に伴う関連査察への対応)を果たすためのものである。また、遺棄化学兵器の査察受入費用の負担は、もとより条約上の義務であるが、これにとどまらず、我が国の軍縮・不拡散に対する積極的な姿勢を示す上で極めて有効であるとともに、同問題に対する我が国の積極姿勢を中国に印象づけることを通じて、日中関係の維持・強化にも資する。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	57	平成23年行政事業レビュー	46

平成24年行政事業レビューシート (外務省)										
事業名	国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金			担当部局庁	経済局			作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度			担当課室	経済安全保障課			課長 大隅 洋		
会計区分	一般会計			施策名	Ⅶー2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項			関係する計画、通知等	国際再生可能エネルギー憲章12条					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際再生可能エネルギー機関(IRENA)は、再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力、波力等)の普及及び持続可能な利用の促進を目的として設立された国際機関。再生可能エネルギーの促進を目指す我が国のエネルギー政策及び我が国のエネルギー安全保障の向上に資する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	主な活動は、再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化、政策上の助言の提供、加盟国の能力開発支援等。									
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
			当初予算	-	33	49	31	23		
			補正予算	-	-	-	-			
			繰越し等	-	-	-	-			
	計		-	33	49	31	23			
	執行額		-	-	24					
執行率(%)		-	-	49.6%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標					単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	再生可能エネルギーの統計及びポテンシャル調査、加盟国の政策評価・助言及び人材開発・イノベーションのシナリオ策定等に取り組んでおり、これらの成果を種々の出版物やワークショップの開催等を通じて再生可能エネルギーの促進に貢献する。				成果実績	加盟国数(含むEU)	-	50	85	99
					達成度	%	-	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標					単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	エネルギー安全保障の強化及び低炭素社会の実現のための、IRENAの活動(再生可能エネルギー利用の分析・検証・体系化、政策上の助言の提供、途上国の能力強化支援等)にかかる会議(注:我が国が出席する主な会議)数。				活動実績 (当初見込み)	会議数/年	-	6 (6)	6 (6)	- (6)
単位当たりコスト	202(千円/平成23年度)				算出根拠	IRENA事務局運営費(職員数120名)に対する日本の分担金額				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由						
	その他	31	23	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し						
	計	31	23							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	震災後、我が国はエネルギー政策の見直しを行っており、中長期的には再生可能エネルギーのより一層の推進が見込まれている中、再生可能エネルギーの普及に貢献することを目的としたIRENAの事業に主体的に参加していくことは、我が国にとって極めて重要。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	2011年4月に立ち上がった事務局予算は、本来、体制整備（職員雇用数の増大等）のため増加することが見込まれるが、出張旅費の抑制等により、本年度は名目ゼロ成長を維持。事務局長は、総会において作業計画の承認を求め、予算執行報告及び年次報告を行うが、日本を含む加盟国は、これらの議論を通じて、事務局に対して事業の効率化を求めている。また、加盟国の分担金滞納状況等疑義ある点について理事会等の場において指摘すること等により、事業の円滑な実施に努めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	IRENAは再生可能エネルギーに特化した唯一の国際機関。IRENA事務局は加盟国の承認を得た作業計画にしたがって活動している。IEAとの協力に関する覚書に署名する等、他の関係国際機関との適切な役割分担に努めている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	IRENAは、会計年度終了後に決算書及び事業実施報告書が作成されるため、我が国は、これらの内容を精査・把握し、これらを踏まえ、新規予算作成の段階において事業の効率化等を理事会等で主張することにより適正な予算管理に努めている。 特に震災後のエネルギー政策の見直しにおいて再生可能エネルギーのより一層の推進が見込まれる中で、我が国としてIRENAの活動に主体的に参加していくことは益々重要。 なお、効率的な事業執行を働きかけていくことにより、できる限り分担金負担の圧縮に努めていく。		
予算監視・効率化チームの所見			
	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	－	平成23年行政事業レビュー	47

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金(義務的拠出金)		担当部局庁	国際協力局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成2年		担当課室	地球環境課		課長 杉中 淳			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	議定書第13条1及び2					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	オゾン層を破壊する恐れのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易の規制を行うことを目的としている。規制対象物質の特定、右物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための具体的手段を内容とする規制を行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本議定書は1987年9月16日にモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択され、2010年2月現在195か国及びECが加盟している。我が国については、1988年9月30日に受諾書を寄託し、1989年1月1日より発効した。 条約事務局は、各国からの拠出金を通じ、職員18名で主に次の業務を実施。 (1)締約国会合の開催(MOP:年一回)、(2)公開作業部会の開催(OEWG:年一回)、(3)各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計、公表、(4)その他締約国会合が決定する他の任務の遂行。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	73	67	48	43	43		
		補正予算	-	-	-	-			
		繰越し等	-	-	-	-			
		計	73	67	48	43			
	執行額		73	67	48				
	執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	オゾン層破壊物質削減の着実な削減に貢献した。南極オゾンホール縮小傾向を作り出した。京都議定書を上回る量の温室効果ガス削減に貢献した。			成果実績	締約国数	189	196	197	
				達成度	%				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	本件拠出金を用いて、事務局は締約国会合及び遵守委員会を毎年一回開催している。また、世界197カ国のオゾン層破壊物質の生産・消費データの集計や途上国に対する指導を行っている。			活動実績 (当初見込み)	会議開催(回)	2 ()	2 ()	2 ()	— ()
単位当たり コスト	21,710ドル/国			算出根拠	拠出金÷締約国数				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金		43	43					
計		43	43						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	フロン等のオゾン層破壊物質は冷蔵庫やエアコン等の家電に含まれているところ、国民を挙げての取り組みが必要であり、国を挙げてその規制及び回収を定めた国内法を実施する必要がある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きき場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	事務局予算は毎年のMOPで我が国を含む先進国が厳しく精査しており、事務局予算の効率的運用・コスト削減・費用対効果の確保に努めている。その結果、我が国の主張は事務局予算の決定に概ね反映されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	事務局予算は毎年のMOPで我が国を含む先進国が厳しく精査しており、事務局予算の効率的運用・コスト削減・費用対効果の確保に努めている。その結果、我が国の主張は事務局予算の決定に概ね反映されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	特段の問題はないが、引き続き効果的な事業の実施を求めている。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	43	平成23年行政事業レビュー	34

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	ストックホルム条約(POPs条約)拠出金 (義務的拠出金)	担当部局	国際協力局	作成責任者			
事業開始・ 終了(予定)年度	平成17年度	担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3	関係する計画、 通知等	ストックホルム条約第19条第4項及び第1回締約国会議決定				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	POPs条約は、質毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants: POPs)に対応するための国際的な枠組として確立された。本条約の事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に我が国の実情を反映させることが可能となる。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	2004年5月17日に発効し(我が国は2002年8月30日に締結。)、2010年6月現在、我が国を含む170ヶ国(G8では加、独、仏及び英)が締結している。事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 (1) 締約国会議及び補助機関会合の準備並びに役務の提供 (2) 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 (3) 他の関係国際機関・団体の事務局との調整 (4) 各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供 (5) 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の 状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	54	50	47	35	37
		補正予算	-	-	-	-	
		繰越し等	-	-	-	-	
		計	54	50	47	35	
	執行額	54	50	47			
執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	条約のもとで、残留性有機汚染物質(POPs)から人の健康及び環境を保護するため、POPsの製造・使用・放出の廃絶に向けた締約国の活動を支援する。		成果実績	COP4で規制対象に9種の新規POPsを追加決定	POPs審査委員会でPOPs候補物質4種を審査。	第5回締約国会議を開催し、新規POPs1種を追加決定	
			達成度	%			
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	締約国会議(COP)、POPs審査委員会及び専門家会合の開催支援、ガイドラインや作業計画の策定、POPsに関する調査研究、資料作成など、条約締約国への支援活動を実施。		活動実績 (当初見込み)	COP4、POPs審査委員会1件、途上国向けワークショップ9件を開催。新規POPs調査を実施。	拡大合同COP、専門家会合5件、POPs審査委員会1件、途上国向けワークショップ5件を開催	COP5、POPs審査委員会1件	— ()
単位当たり コスト	(1)次回締約国会議(2013年)の開催準備(スイス・ジュネーブで5日間): 406, 473米ドル (2)POPs審査委員会開催(スイス・ジュネーブで5日間): 827, 240米ドル (3)出版物経費(電子版含む): 19, 200米ドル (4)国別報告関連業務: 149, 412米ドル (5)新規POPs作業計画: 343, 560米ドル		算出根拠	POPs条約第5回締約国会議決定28(2012-2013年POPs条約信託基金(SC基金)予算)に基づき記載。			
平成24・25年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	POPs条約(ストックホルム条約)拠出金	35	37				
	計	35	37				

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		ストックホルム条約の下で、我が国を含む締約国が残留性有機汚染物質の削減または廃絶のための行動をとるために必要な活動に使用されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		ストックホルム条約の下で規制対象となっている有害物質に関する調査、当該物質の削減・廃絶のためのガイドライン作成、途上国の活動に対する支援、事務局の活動経費等、条約の目的に即し真に必要な使途に限定して支出している。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		ストックホルム条約は、規制対象物質の削減・廃絶に向けた各国の取組として、当該物質の生産・使用・輸出入・廃棄等に関する規制、国内実施計画の策定、等の義務を課しており、我が国を含む締約国は、国内法制の整備等を通じて、これらの義務を着実に遵守している。また、規制対象物質は、採択当時12物質（2001）年であったが、その後、条約の下部機関における審査・検討を経て、22物質へと増加している（2012年）。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果				
	(1)第5回締約国会議（2011年4月）において2012年及び2013年の予算審議が行われ、当初、条約の規制対象物質増加に伴う事務局の作業量増大を背景として、対前年度比9.5%増の予算案が示されていたが、日本から、ITの活用など事務局の効率的運営の必要性を主張した結果、必要最小限の予算増(1.2%増)の予算案で合意した。 (2)POPs条約は、バーゼル条約及びPIC条約との協力及び連携のプロセスが進展しており、2011年4月に3条約共同事務局が発足、事務局運営経費などの項目で大幅な効率化を実現した。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		47	平成23年行政事業レビュー	38

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	国際自然保護連合(IUCN)拠出金(義務的拠出金)		担当部局庁	国際協力局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成7年度		担当課室	地球環境課		課長 杉中 淳			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	IUCN本則第12条(会員権)及び会員規則					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	IUCNは、①国際連合諸機関と密接な関係を有すること、②政府間機関としての側面を有すること、③国際的に大きな影響力を有し、同時に貴重な情報源でもあるため、我が国は、IUCNの国家会員となり、会費を拠出することにより、①地球規模問題へ我が国の意見を引き続き反映させていくことができること及び、②世界各国のNGOを通じて我が国の地球環境問題への積極的な取り組みをよりよく理解せしめることが出来る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	IUCNは、1948年、世界の自然環境、自然資源の持続的利用、人間社会と他の生物相との調和ある発展等を図ることを活動目的として設立された。特にワシントン条約の下で動植物の国際的な取引の規制対象リストを議論し決定する際、IUCNの知見が影響を及ぼすことが知られている。 IUCNの会員は、各国政府、政府機関、国別NGO、国際NGO等から構成されており、この点でIUCNは非政府間組織兼政府間組織というユニークな性格を有する。我が国は、IUCNにおける専門的議論が自然保護・生物多様性保全等に係る政府間交渉等に与える実質的影響力の大きさに鑑み、1995年国家メンバーとしてIUCNに加入した。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	43	31	41	43	42		
		補正予算	-	-	-	-			
		繰越し等	-	-	-	-			
		計	43	31	41	43			
	執行額		43	31	41				
	執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	IUCNの使命を達成するため、自然保護及び生物多様性に関する情報の収集・共有と戦略の策定・実施を支援する。			成果実績		会員数は157か国1067団体	会員数は170か国1138団体	会員数は170か国、1138団体	
				達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	フィールドレベルでの自然保護プロジェクトの実施支援、総会、理事会、専門委員会等の関連会合の準備、報告書の作成及び配布、情報収集等の活動を6種の専門家委員会及び62の地域事務所を通じて実施した。			活動実績 (当初見込み)		160ヶ国で1,000以上の会員団体が活動を実施 主要な活動:レッドリスト改訂版を発行、生態系及び生物多様性の経済(TEEB)プロジェクトに参画。	160ヶ国で1,000以上の会員団体が活動を実施 主要な活動:レッドリスト改訂版を発効、生物種保護プログラムを実施。	160ヶ国で1,000以上の会員団体が活動を実施 主な活動:外来生物種プログラム、気候変動の影響の緩和等に関連する活動を実施。	()
単位当たりコスト	9,914スイスフラン			算出根拠	平成23年度の予算総額11,281,936スイスフランを会員数1,138で割った金額。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	国際自然保護連合拠出金		43	42					
	計		43	42					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	IUCNは、自然保護分野で国際的に影響力を有する組織であり、政府機関とNGOにより構成される。自然保護分野で活動するNGOは、IUCNの活動を重視していること、また、環境分野では各国NGOとの対話・協力の促進が重要であるため、IUCNにおける活動の重要性を認識している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	全地球的な野生生物の保護、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い、関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援等を実施している。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	IUCNは、4か年ごとに作業計画を策定し、環境状況の評価、自然資源利用に関する公平で効果的な利用、気候変動・食料・開発等の諸問題に対する自然をベースにした解決策の提供等の活動分野において、他の組織との重複を避けつつ、専門家による調査研究、関係者への助言、開発途上国に対する支援等の活動を行っている。活動成果及び予算については毎年、年次報告を作成、公開している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	平成24年度のIUCN会費は、第4回世界自然保護会議(2008年 於 スペイン・バルセロナ)において決定された。予算の資金源は、IUCN会費(分担金)の他、会員及びその他の主体からの任意拠出、プロジェクト実施の報酬、出版物販売等の多様な財源から集められており、財政基盤の安定化と会員への負担減が図られている。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	48	平成23年行政事業レビュー	48

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金	担当部局庁	経済局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度開始	担当課室	アジア太平洋経済協力室	室長 毛利 忠敦			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶー2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第一項 外務省設置法第四条第三項	関係する計画、通知等	1992年9月の第4回閣僚会議及び2007年11月の第19回閣僚会議での共同声明合意に基づく				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	APEC事務局の運営及びAPECにおける貿易・投資の自由化・円滑化及び開発面での協力を資するプロジェクトの推進を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	APEC主要メンバー国として、予め合意した分担率に基づき、APEC中央基金に対する拠出を行う。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	42	38	38	38	37
		補正予算	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—	
		計	42	38	38	38	37
	執行額	42	38	38			
	執行率(%)	100%	100%	100%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	APEC事務局の運営及びAPECにおける貿易・投資の自由化・円滑化及び開発面での協力を資するプロジェクトの推進。 参考指標:APEC貿易可能性指標(APEC域内における貿易・投資の自由化・円滑化を計る指標)	成果実績	1-7で評価 (最大7)	4.55	4.64	4.64	4.6
	達成度	%	65	67	67		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	APEC高級実務者会合の開催。 (首脳会議・閣僚会議は主に主催国の準備によって行われるため、対象外)	活動実績 (当初見込み)		3	4	4	—
				(4)	(3)		
単位当たりコスト	(1,411,567円/1人)	算出根拠	他エコノミーの拠出もあるため、日本の拠出がそのままコストにはならないが、事務局運営経費として職員数60人の1人あたりのコストを算出。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	その他	38	37				
	計	38	37				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	我が国からのAPECの拠出金は、外務省と経済産業省と財務省が、各々45%、40%、15%という比率で分担されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きき場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	APEC事務局はプロジェクトの選定にあたって参加国・地域の意向が反映されるよう、ガイドブックの改訂や種々のトレーニングを通じて不断の努力を行っており、運営の効率化とプロジェクトの質の向上が図られている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	APECにおける各種会合及び首脳・閣僚会議において採択される宣言等APECの行うべき方向性等については毎年行われる様々な会議にて議論され、その内容に沿った形でプロジェクトが審査・採択され、実行されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本拠出金は事務局の設置に伴う運営経費（事務所維持経費、光熱水料等の経費、人件費、その他）及びプロジェクト遂行（毎年開催される閣僚会議毎に各メンバーの閣僚により検討、承認されるもの）に伴う経費である。経費の適切な遂行を確保すべく、検査・監査のため、財政管理委員会は、財政を監督し、拠出・支出につき監視し、勧告を行う。監査人は事務局会計を毎年検査している。また、監査・検査SOMを通じ、閣僚会議に提出され、承認されている。本拠出は義務的性格のものであり、予め合意された分担率に従い拠出するものであることから、引き続き拠出を行っていく必要がある。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	49	平成23年行政事業レビュー	42

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	南太平洋経済交流センター(SPEESC)事務所 運営経費拠出金(義務的拠出金)		担当部局庁	アジア大洋州局		作成責任者		
事業開始・ 終了(予定)年度	平成8年度		担当課室	大洋州課		課長 児玉 良則		
会計区分	一般会計		施策名	経済協力に係わる国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係わる国際貢献に必要な経費				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第1項 外務省組織令第42条		関係する計画、 通知等	日本政府とSPF事務局(現PIF事務局)との間の行政取極				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、島嶼国・地域の対日輸出促進、日本から島嶼国・地域への投資促進、また、我が国から島嶼国・地域への観光促進を図り、島嶼国・地域の経済的自立を促すことにより、太平洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンスを高めることを目的としている。更に、貿易・投資・観光事業を通じて双方向の人的交流を活性化し、日本と島嶼国・地域との関係を強化する。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	本件センターは、1996年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF、2000年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本件センターは主な業務として、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の 状況		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	39	38	38	38	38	
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
	計	39	38	38	38	38		
	執行額	39	38	38				
	執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	日本人観光客の島嶼国への関心を高める 貿易・投資拡大を目指して、関心を持つ者を集 める(集まった企業と客数の合計)		成果実績	名	2024	2826	2507	5000
			達成度	%	100%	100%	100%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	活動のための運営経費 (事務所賃借料、人件費、出張費、交際費)		活動実績 (当初見込み)		39	38	38	— () () ()
単位当たり コスト	3(百万円/月)		算出根拠	38百万円(事務所運営経費)÷12(月数)≒3百万円				
平成24・25 年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	事務所運営経費	38	38					
計	38	38						

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		センターの活動は、我が国と太平洋島嶼国との間の友好協力関係の強化・拡大のために大いに役立っている。
	—	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	—	不用率が大い場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		毎月の会計収支報告により確認している。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		センター主催会合等に参加するとともに、各報告書によって確認している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	本事務所が入居している明治大学との協力関係の下、大学の施設である会議室、レセプション会場等の無償による利用も含め、入居施設を最大限効率的に活用することで、センターの機能を高めるよう努力している。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー	51	平成23年行政事業レビュー	43	

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	対人地雷禁止条約締約国会議等分担金	担当部局庁	軍縮不拡散・科学部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成10年度開始	担当課室	通常兵器室	室長 河野 光浩				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-1 国際機関を通じた政策及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条3項	関係する計画、通知等	対人地雷禁止条約第14条					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、97年12月に成立し、我が国は同年12月に署名、98年9月に締結。同条約第14条(費用)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、本条約運用のために重要となる事項について議論を行うため、締約国会議を開催する。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	13	35	38	18	5	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
	計		13	35	38	18	5	
	執行額		18	0	3			
執行率(%)		139.8	0.0	8.9				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	効果的な運用に繋げることを目的として、会期間会合及び締約国会議において活発な議論を行い、締約国会議において、最終文書を選択している。締約国会議では、締約国による条約の実施状況と進展についての分析・報告が行われる予定であり、我が国も、条約の下でのこれまでの取組を積極的にアピールしつつ、議論を積極的にリードすることを目指す。		成果実績		カタールヘナ行動計画の採択	ジュネーブ進捗報告書の作成	プノンペン進捗報告の作成・承認	締約国による条約の実施状況と進展の分析・報告
			達成度	%	100%	100%	100%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	2011年6月に会期間会合が開催され、11月から12月にかけて第11回締約国会議を開催した。		活動実績 (当初見込み)	回	2	1 ()	1 (1)	— (1)
単位当たりコスト	37,632千円/1回		算出根拠	平成23年度年次締約国会合の予算(37,632千円)/締約国会合回数(1)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	分担金	18	5	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
	計	18	5					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	○本件条約は、非人道的効果をもたらすおそれのある対人地雷について、探知技術の開発・訓練用等の一部の例外を除いて、対人地雷の使用開発・生産・取得・貯蔵・保有及び移譲を包括的に禁止する条約である。軍縮分野を積極的に推進している我が国にとって、本条約の年次締約国会合の開催経費となる分担金を支払い、条約の運用に貢献することは重要。 ○条約の運用は国のみが実施可能な事業であり、地方自治体、民間等の委託には適さない。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途、費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	○支出先は国連欧州本部となっている。 ○支出を抑えるため、年次締約国会合の開催期間の短縮について、2012年に検討が行われる。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	○カタールヘナ行動計画及びプノンペン進捗報告書等により、成果目標の設定と達成度の確認が行われている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	対人地雷の全面禁止を規定するオタワ条約は、埋設地雷の除去や犠牲者の減少等地雷分野の十分な成果をもたらしており、我が国は同条約の締約国として、引き続き、締約国会議等関連会合において、条約の実施状況にかかる透明性を保ち、地雷埋設国における我が国の支援をアピールすることが重要。分担金に関しては、毎年、支出先である国連欧州本部からの決算報告書で使途を確認している。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	59	平成23年行政事業レビュー	44

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金 (義務的拠出金)	担当部署	国際協力局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度	担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3	関係する計画、通知等	ロッテルダム条約第18条第4項及び第1回締約国会議決定					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本条約は、有害な化学物質の適正な管理を行うことを目的として、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、右情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重して対応する、という手続を策定したものである。本条約事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮することが可能となる。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1996年9月にロッテルダムで開催された外交会議においてロッテルダム条約が採択された。2004年2月24日に発効し(我が国は同年6月に締結)、2010年6月現在73ヶ国が署名、134ヶ国が締結している。条約事務局の機能は、ジュネーブのUNEPケミカル及びローマのFAO事務局によって提供されている。条約事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 (1) 締約国会議、補助機関会合の準備及び役務の提供 (2) 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 (3) 他の関係国際機関・団体の事務局との調整 (4) 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行など							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	37	35	34	22	22	
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
		計	37	35	34	22		
		執行額	37	35	34			
	執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	条約の下で、締約国が有害化学物質の輸出入に関する情報交換の推進と、各国における輸出入に関する意思決定手続きの策定に向けた締約国の活動を支援した。148ヶ国が加盟。		成果実績		28種の有害化学物質につき、173カ国の締約国間の輸出入に際し、事前のかつ情報に基づく手続きを義務づけている。2010年までに、837件の輸入意思回答が提出された。			
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	締約国会議(COP)及び化学物質審査委員会の開催支援、回章の発出、各国担当者用解説書の作成等の活動のために使用された。		活動実績 (当初見込み)		化学物質審査委員会、専門家会合2件、途上国向けワークショップ1件を開催。解説書の作成、回章の発	拡大合同COP、化学物質審査委員会、途上国向けワークショップ1件を開催。	第5回締約国会議、化学物質審査委員会を開催	()
単位当たりコスト	(1)次回締約国会議(2013年)の開催準備(スイス・ジュネーブで5日間):495,202米ドル (2)化学物質審査委員会開催(スイス・ジュネーブで5日間):433,569米ドル (3)出版物経費(電子版含む):19,150米ドル (4)条約実施担当向け資料集作成:118,919米ドル (5)データベース・回章維持経費:40,000米ドル		算出根拠	第5回締約国会議決定14(2012-2013年PIC条約信託基金(RC基金)予算)に基づき記載。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金	22	22					
	計	22	22					

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		ロッテルダム条約の下で、我が国を含む締約国が、有害化学物質の国際貿易に際し、事前かつ情報に基づく同意の手続をとるために必要な活動に使用されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		ロッテルダム条約の下で規制対象となっている有害物質の国際貿易が適切に行われるためのガイドライン、ツールキット等の作成、途上国の活動に対する支援、事務局の活動経費等、条約の目的に即し真に必要な使途に限定して支出している。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		ロッテルダム条約は、規制対象となる有害化学物質の国際貿易に際し、事前かつ情報に基づく同意の手続をとるために、締約国における当該物質の取り扱いに関する情報共有、輸出に際しての通報手続等を定めており、我が国を含む締約国は、国内法制の整備等を通じて、これらの義務を着実に遵守している。また、規制対象物質は、採択当時26物質（1998）年であったが、その後、条約の下部機関における審査・検討を経て、32物質へと増加している（2012年）。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	(1)第5回締約国会議（2011年6月）において2012年及び2013年の予算審議が行われ、当初、条約の規制対象物質増加に伴う事務局の作業量増大等を背景として、対前2か年比9.3%増の予算案が示されていたが、各国の厳しい財政状況を踏まえ、日本から必要最不可欠な活動のみに予算措置を行うべきである等主張した結果、対前2か年比マイナス4.5%の予算案で合意した。 (2)PIC条約は、バーゼル条約及びPOPs条約との協力及び連携のプロセスが進展しており、2011年4月に3条約共同事務局が発足、事務局運営経費などの項目で大幅な効率化を実現した。			
	予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
</				

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金)	担当部局庁	国際協力局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成2年度	担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3	関係する計画、通知等	改正ラムサール条約第6条6					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(通称「ラムサール条約」)は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全を促進することを目的としており、各締約国による湿地の指定、その保全の促進のためにとるべき措置等を定めている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ラムサール条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 (1)締約国会議の準備、フォロー (参考)締約国会議の主要議事 (イ)財政及び予算、(ロ)湿地の賢明な利用、(ハ)条約実施に関する検討、(ニ)渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク (ホ)国際的に重要な湿地を指定するための基準 (2)各国の国別報告書の検討及び情報収集、(3)水鳥、湿地保全区に関する助言、(4)広報							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	65	64	50	55	53	
		補正予算	-	-	▲17	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
	計		65	64	33	55		
	執行額		65	64	33			
執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	水鳥生息地として重要な湿地やその生息動植物保全の国際的促進に向け、湿地管理に関する啓発活動、条約締約国へのアドバイス使節団の派遣等に協力し、登録湿地数の国際的な増加に貢献した。		成果実績	登録湿地累計数	1887	1928	2008	
			達成度	%				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	意志決定機関である締約国会議及び会期間活動を通じて、事務局の運営効率化、及び他の自然保護条約との相乗効果を高めるための活動を行い、効果的な湿地保護につながる検討を進めている。		活動実績 (当初見込み)	締約国会議	0	0	0	1
					0	0	0	1
単位当たりコスト	成果実績に記載される条約登録湿地数は、ラムサール条約の進捗の目安ではあるが、条約運営費用の多くは事務局経費、既登録の条約湿地管理のための政策や科学的レビューの推進に活用されていることから、登録湿地数増加を以て執行額の効果を評価することは相応しくない。		算出根拠					
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	水鳥湿地保全条約拠出金	55	53					
	計	55	53					

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		水鳥湿地保全条約は、我が国において、自治体の努力により登録湿地数が増加している。条約湿地の登録により、登録湿地を有する自治体では、地域振興や自然環境の保護・保全への取り組みアピールにつながる事が期待され、地域住民レベルでのニーズのある事業といえる。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	—	不用率が大い場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		同条約における活動は競争的活動が想定される事業者が想定されない。条約への拠出金は国連分担金に則して確定している。意志決定機関である締約国会議、及び常設委員会において、条約運営予算に関する審議が行われている。これら会議において、我が国は、条約事務局及び、他の締約国との協議を通し、追加的拠出につながる活動の精査と、予算増加項目についての削減の努力を促している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		同条約の締約国会議は通常3年に1回開催され、会期間の条約実施に関する重要課題は常設委員会によって審議される。常設委員会の開催は、締約国間での審議により決定されており、実効性が確保されるようにされている。 条約は登録湿地に関する目標地を定めないものの、登録湿地の数及び面積は着実に増加している。 締約国は、締約国会議に先立って、条約実施状況に関する国別報告書を作成、提出するものとされており、締約国によって提出された報告書は、条約実施状況を把握する資料となっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	同条約については平成24年の第11回締約国会議で次期3カ年の条約予算が決定されるが、右3カ年予算につき審議した第43回常設委員会では、我が国は他の締約国と共同し、予算増につながる項目での費用削減を要請した他、事務局に職員給与の一部削減の了承を得て、費用の削減に関する交渉を行っているところであり、財政面については改善に向け、限界に近い協議を進めてきている状況にある。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
同条約の事業については、条約HP上で公開されている。 右事務局のURLは次の通りである。 http://www.ramsar.org/				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		44	平成23年行政事業レビュー	
			35	

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	ワッセナー・アレンジメント(WA)分担金	担当部署	軍縮不拡散・科学部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度	担当課室	不拡散・科学原子力課	課長 實生 泰介				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ－1 国際機関を通じた政務および安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3号	関係する計画、通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ワッセナー・アレンジメント(WA)は、通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移動と蓄積を防止するための国際輸出管理レジームであり、欧米諸国を中心に約40か国が参加している。我が国としてもWA参加国に求められる分担金を負担することによりWAの目的達成に貢献することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	近年ワッセナー・アレンジメントの重要性はますます高まっており、即時かつ的確な情報交換を行うためのオンラインシステムの維持・管理・改善等、事務局の業務量が増大しつつある。更に、効果的な輸出管理の為に、ワッセナー・アレンジメント参加国のみでは十分に対応できないとの認識の下、ワッセナー・アレンジメント事務局を中心とする非参加国へのアウトリーチ活動が積極的に行われている。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	40	38	28	30	29	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
	計		40	38	28	30	29	
	執行額		40	38	28			
執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	WA専門家会合では、各参加国からの提案に基づき、規制リストの見直し・改訂を行っているところ、我が国の提案について参加国のコンセンサスを達成する。		成果実績	提案数	7(8)	5(10)	8(11)	9(11)
			達成度	%	88	50	73	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	主な会合を計7回(総会(1回)、一般作業部会(2回)、専門家会合(3回)、執行官会議(1回))を実施した。		活動実績 (当初見込み)	回数	主な会合を7回実施	主な会合を7回実施 (7回)	主な会合を7回実施 (7回)	— (7回)
単位当たりコスト	約403万円(2822万2千円/7回)		算出根拠	平成23年度のWA分担金(2822万2千円)を主な会合の回数(7回)で割ったもの。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	国際機関分担金	30	29					
	計	30	29					

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度の移転と蓄積を防止することは国際社会の平和と安定を確保する上で極めて重要であり、国として対応する必要がある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	－	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		23年度においては、我が国がWA専門家会合の議長を務めており、前年度に比べ達成度は向上している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	支出先・使途については、年次報告書等を精査し十分に把握。WAは職員13名と事務局が小規模であり、また一般予算に占める人件費割合が約8割を占めるなど、特殊な事情を抱えているが、国際機関の財政規律を維持する観点から、我が国としては、唯一増額案件である事務局職員昇格等に伴う増額に対応するべく、設備管理費及び一般経費において大幅な削減を実現した。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		50	平成23年行政事業レビュー 41	

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	特定通常兵器使用禁止・制限条約締約国会議等（CCW）分担金			担当部局庁	軍縮不拡散・科学部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成7年度開始			担当課室	通常兵器室			室長 河野 光浩	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅶ－1 国際機関を通じた政策及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法令第4条3項			関係する計画、通知等	CCW手続規則第16規則, 改正第二議定書第13条5,				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本件条約は、国防及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるもの。上記「根拠法令」及び「関係する計画、通知等」に基づき、本条約締約国として同会議及び各会合に参加する我が国としては、本件経費を負担する必要がある。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	議定書の運用及び状況の検討、新たな議定書の作成、枠組条約及び議定書の改正、締約国の報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に利用されている。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	35	29	28	26	11		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
		計	35	29	28	26	11		
	執行額		11	13	22				
	執行率 (%)		31.3	43.6	78.3				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	(成果目標)専門家会合での議論等を通じ着実に締約国数を増加させることを指標とする。また、クラスター弾に係る新たな議定書の策定に向けた協議の前進を図る。			成果実績	締約国数	108	111	114	114
	(成果実績)締約国数は着実に増加。また、クラスター弾に関する交渉が継続しており、会議において行われた議論を踏まえて議長案が改定され、活発な議論が行われている。今後は、クラスター弾の規則に関し、締約国の見解が収斂し、交渉妥結に結びつくことを目指す。			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	平成23年度は、クラスター弾に関し、本体条約の締約国会議及び5つの付属議定書に関する会合を開催した。			活動実績 (当初見込み)	条約本数	6 ()	6 ()	6 ()	— (5)
単位当たりコスト	64,003千円/条約数, 議定書数			算出根拠	総予算(320,017千円)/本体条約と4つの付属議定書				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	分担金	26	11	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し					
計	26	11							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	○本件条約は、非人道的効果をもたらすおそれのある通常兵器について、武器の大量保有国が多く参加する国際的なルール作りの重要な枠組みである。軍縮分野を積極的に推進しており、第1～第4議定書を締結している我が国にとって、本体条約及び各議定書の締約国会合及び政府専門家会合の分担金を支払い、条約の運用に貢献することは重要。 ○条約の運用は国のみが実施可能な事業であり、地方自治体、民間等の委託には適さない。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	○支出先は会合の運営を行っている国連欧州本部となっている。 ○専門家会合等は必要に応じて招集されるものとなっており、締約国の合意が得られなければ招集されず、会合も発生しない。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	○成果目標は、締約国会合や非公式会合の議論を通じて定期的に設定されている。 ○各規制対象武器の使用の制限及び除去支援等、実際の成果が発生している。 ○各締約国が条約の事務局に提出する年次国別報告書を通じて、各国の条約上の履行状況が把握可能。 ○会合場所は、国連欧州本部施設が活用されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
	非人道的効果をもたらすおそれのある通常兵器について、締約国会議及び政府専門家会合等を通して議論が進められており、武力紛争における文民の一層の保護という観点から、国際社会の軍縮の取組みの1つとして貢献している。なお、使途については、CCWの会計報告書により確認している。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	54	平成23年行政事業レビュー	49

平成24年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金 (義務的拠出金)			担当部局	国際協力局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度	平成17年度			担当課室	地球環境課			課長 杉中 淳	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3			関係する計画、通知等	カルタヘナ議定書第28条及び第31条3項並びに第5回締約国会議決定				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	カルタヘナ議定書は、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(Living Modified Organism。"LMO"という。)の安全な移送、取扱及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	カルタヘナ議定書は、2000年1月、生物多様性条約特別締約国会議再開会合(モントリオール)で採択、103カ国が署名。2012年3月現在の締約国数は162カ国及び欧州共同体。条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められている。 事務局は、議定書の目的を達成するために、主に次の活動を実施する(議定書第31条2項により、生物多様性条約第24条1項の規定が準用されている)。(1)締約国会議の準備、(2)議定書により課された任務の遂行、(3)条約に基づく報告書作成、(4)他の関係国際機関との協力、(5)締約国会議が決定する他の任務の遂行、(6)補助機関活動に関する事務、(7)クリアリング・ハウスのメカニズムに関する事務。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	38	41	27	31	48		
		補正予算	-	-	-	-			
		繰越し等	-	-	-	-			
		計	38	41	27	31			
	執行額		38	41	27				
	執行率 (%)		100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	・LMOの生物多様性に対する安全性と円滑な国際取引の確保、クリアリングハウスを通じた締約国間での情報交換の推進。 ・補足議定書の署名数が23年度で47ヶ国増加、締結数は2ヶ国増加、国別報告書を通じた各国の取組の共有。			成果実績	締約国数	159	160	161	
				達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	・締約国会議の開催、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」の早期発効に向けた取組 ・第6回締約国会議(2012年)に向けた準備、同補足議定書の早期発効に向けたワークショップ開催、締約国による第2回国別報告書の提出。			活動実績 (当初見込み)	締約国会議数	0	1	0	1
						()	()	()	()
単位当たりコスト	0.168百万円/締約国(23年度の締約国1カ国あたりの我が国のコスト)			算出根拠	27百万円/161締約国数				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費 目		24年度当初予算	25年度要求	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
	生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金		31	48					
	計		31	48					

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		カルタヘナ議定書は、遺伝子組換え作物の国境を越える移動に焦点を当て、その安全な移送、取扱い及び利用について十分な保護を確保するための措置を規定したものであり、国民生活に密接に関連した重要な条約である。また、国際条約であるため、国以外の主体に委ねるのは不適切。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	-	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		事務局の運営費、締約国会議及び専門家会合等の条約を運営する上で必要な会議開催費用のみに使用されており、支出先は妥当である。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		カルタヘナ議定書は、遺伝子組換え作物の国境を越える移動に焦点を当て、その安全な移送、取扱い及び利用について十分な保護を確保するための措置を規定した、実効性の高い条約である。また、第5回締約国会議で採択された名古屋・クアラルンプール補足議定書は、2012年3月までに51ヶ国の署名及び2ヶ国の締結を達成し、同補足議定書の発効に向けた取り組みを進めている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			
点検結果	特段の問題はないが、引き続き効果的な事業の実施を求めている。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		52	平成23年行政事業レビュー	40

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金		担当部局庁	軍縮不拡散・科学部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度開始		担当課室	通常兵器室		室長 河野 光浩		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ－1 国際機関を通じた政策及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条3項		関係する計画、通知等	クラスター弾に関する条約第14条				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	クラスター弾の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止を規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は、2008年5月に採択され、我が国は同年12月に署名、2009年7月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費の支弁に活用されている。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	—	13	26	11	13	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
		計	—	13	26	11	13	
	執行額		—	12	0.3			
	執行率(%)		—	88.4	1.2			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	条約発効後初の締約国会議において、締約国の行動の指針となる行動計画や、条約の着実な履行に向けた強い意思を示す宣言等の成果文書が採択されてきている。2011年9月に被害国(レバノン)で締約国会議が開催され、我が国は、普遍化の議長フレンドを務め、議論をリードした。条約締約国数は着実に増えつつあり、締約国数を増やし、クラスター弾の規制を強めるという目標を達成してきている。また、2010年に発効したばかりの条約であるため、2012年の第3回締約国会合において条約運用体制(履行支援ユニットの設立等)を確立し、効果的な運営が目指される。		成果実績			ビエンチャン行動計画の採択	ベイルート進捗報告書の提出及びベイルート宣言の採択	オスロ進捗報告書の提出、オスロ宣言の採択、履行支援ユニットの設立
			達成度	%		100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	2010年11月に第1回締約国会議をビエンチャン(ラオス)にて開催し、それに先立ち、9月に準備会合を寿府にて開催し、活発な議論を行った。		活動実績 (当初見込み)	回		2 (2)	2 (2)	— (2)
単位当たりコスト	12,759千円/回		算出根拠	会合予算(25,518千円)/会合開催数(2回)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	分担金	11	13	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
計	11	13						

事業所管部局による点検			
	評価	項 目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	○本件条約は、不発弾による文民に対する被害が比較的多いといわれるクラスター弾を規制する現存する唯一の国際的枠組みである。軍縮分野を積極的に推進しており、条約発効以前からの締約国である我が国にとって、締約国会合の分担金を支払い、条約の運用に貢献することは重要。 ○条約の運用は国のみが実施可能な事業であり、地方自治体、民間等の委託には適さない。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	使途は、会合開催経費に充てられており、限定的な使われ方をしている。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	成果目標は、締約国会合や非公式会合の議論を通じて定期的に設定されている。 締約国による貯蔵弾の廃棄、不発弾除去等の努力、クラスター弾の使用の制限及び被害者への支援等、実際の成果が発生している。 また、各締約国が条約の事務局に提出する年次国別報告書を通じて、各国の条約上の履行状況が把握可能。 現在、条約の事務局はスイスの財団法人の下に設立される方向で交渉が行われている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	分担金は、締約国会議において決定され、締約国及びオブザーバー国に対し、国連の分担率に準拠して請求される。会合後には決算書が各締約国に送付され、透明性は確保されている。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	54	平成23年行政事業レビュー	52

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	世界遺産基金(WHF)分担金	担当部局庁	外務報道官・広報文化組織	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度開始	担当課室	国際文化協力室	室長 長嶋伸治			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項	関係する計画、通知等	世界遺産条約第16条1				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金。同条約は、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産を損傷、破損等の脅威から国際的な枠組みで保護していくことを目的とし、締約国から支払われた分担金はそのための諸活動経費に充てられる。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	条約に基づく義務的分担金。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委員会(締約国の中から選挙で選出された21ヵ国で構成)が決定する。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	54	51	36	33	33
		補正予算	—	—	-12		
		繰越し等	—	—	—		
	計	54	51	25	33	33	
	執行額	59	54	51			
執行率(%)	100	100	100				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	顕著な普遍的価値を有する文化遺産・自然遺産の国際的な保護を目的とする。 本件基金による遺産の保護の全体を定量的に示すことは困難だが、参考となる指標として、例年の世界遺産委員会で新規に登録された世界遺産数は右のとおり。	成果実績		13	21	25	
		達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	本件基金の使用も含め、世界遺産条約の運用に係る意思決定のため、2年に1度締約国会議が、1年に1度委員会が開催される。	活動実績 (当初見込み)		締約国会議1 世界遺産委員会1	世界遺産委員会1 ()	締約国会議1 世界遺産委員会1 ()	— ()
単位当たりコスト	— (円/—) 世界遺産保護の進展は登録件数のみで計ることは適当ではなく、単位あたりコストを示すことは困難。	算出根拠					
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	運営費	33	33				
	計	33	33				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本基金の使途に関しては、1年に一回開催される世界遺産委員会及び2年に一度開催される締約国会議において、承認される。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	執行状況については、1年に一度開催される世界遺産委員会及び2年に一度開催される締約国会議において、ユネスコ事務局による財政報告や外部監査結果が報告されており、締約国による状況把握・議論の機会が設定されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	実績については、1年に一度開催される世界遺産委員会及び2年に一度開催される締約国会議において、成果等に関する報告が行われ、締約国及び政府間委員会委員国による状況把握・議論の機会が設定されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本基金は締約国からの分担金により成り立っており、制度上、締約国会議及び政府間委員会を通じ、外部監査の結果も含め、各締約国が成果や執行状況をチェックし、運用についての議論に参画する場が確保されている。実際に各締約国は、本基金がユネスコ事務局により効率的かつ高い透明性をもって執行されるよう、常に強く関心を有しており、各締約国の厳しい目が注がれる中で運用されている。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0045	平成23年行政事業レビュー	0036

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	無形文化遺産基金分担金	担当部署	外務報道官・広報文化組織	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度開始	担当課室	国際文化協力室	室長 長嶋伸治				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項	関係する計画、通知等	無形文化遺産の保護に関する条約第26条1					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担金。同条約は、無形文化遺産を国際的な枠組みで保護していくことを目的とし、締約国から支払われた分担金は、そのための諸活動経費に充てられる。 (注:本条約は、2003年ユネスコ総会において採択、2006年4月に条約発効。我が国は、他国に先駆け国内の無形文化財保護に取り組んできており、条約交渉段階から議論を主導し、2004年にいち早く締結した。)							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	条約に基づく義務的分担金。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る無形文化遺産基金により、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成、専門家の提供、必要な職員の養成、設備及びノウハウの供与等の国際的な援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、締約国会議が定める指針に基づいて、政府間委員会(締約国の中から選挙で選出された24カ国で構成)が決定する(条約第25条4)。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	54	51	36	33	33	
		補正予算	—	—	-12			
		繰越し等	—	—	—			
	計		54	51	25	33	33	
	執行額		59	54	51			
執行率(%)		100	100	100				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	人類共通の遺産としての無形文化遺産の国際的な保護を目的とする。 本件基金による無形文化遺産の保護の全体を定量的に示すことは困難だが、参考となる指標として、例年の無形文化遺産保護条約政府間委員会でリストに登録された無形文化遺産の件数は右のとおり。		成果実績	件	91	51	35	
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	本件基金の使用も含め、無形文化遺産保護条約の運用に係る意思決定のため、2年に1度締約国会議、1年に1度政府間委員会が開催されている。		活動実績 (当初見込み)	回	政府間委員会1	締約国会議1 政府間委員会1	政府間委員会1	— ()
単位当たりコスト	— (円/—) 無形文化遺産保護の進展は登録件数のみで計ることは適当ではなく、単位あたりコストを示すことは困難。		算出根拠					
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	運営費	33	33					
計	33	33						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本基金の用途に関する計画案は、我が国もメンバーである政府間委員会が作成し、2年に一度開催される締約国会議が承認する旨、条約に規定されており、締約国の総意を反映する形で運用されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	執行状況については、2年に一度開催される締約国会議において、ユネスコ事務局による財政報告や外部監査結果が報告されており、締約国による状況把握・議論の機会が設定されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	1年に一度開催される政府間委員会及び2年に一度開催される締約国会議において、成果等に関する報告が行われ、締約国及び政府間委員会委員国による状況把握・議論の機会が設定されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本基金は締約国からの分担金により成り立っており、制度上、締約国会議及び政府間委員会を通じ、外部監査の結果も含め、各締約国が成果や執行状況をチェックし、運用についての議論に参画する場が確保されている。実際に各締約国は、本基金がユネスコ事務局により効率的かつ高い透明性をもって執行されるよう、常に強く関心を有しており、各締約国の厳しい目が注がれる中で運用されている。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0046	平成23年行政事業レビュー	0037

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)拠出金 (義務的拠出金)		担当部署	国際協力局		作成責任者		
事業開始・ 終了(予定) 年度	平成8年度		担当課室	地球環境課		課長 杉中 淳		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ－3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、 通知等	第1回政府間会合決議3及び第15回政府間会合決議2				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)は、日本、中国、韓国、ロシアの4か国の連携によって日本海及び黄海における海洋環境を保護するための枠組みであるところ、NOWPAPの各種の活動を実施するとともに、富山と釜山に設置された地域調整部がNOWPAPの活動の調整・監督を行う。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	NOWPAP信託基金(活動経費)について、4か国が分担して拠出することより、NOWPAPの活動の主体として指定された地域活動センターが、海洋環境データの共有や、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ゴミ対策などの活動を行う。また、我が国が誘致した地域調整部富山事務所の運営費(職員の給与等)について、我が国が負担することにより、富山事務所が、釜山事務所とともに、NOWPAPの活動を調整・監督することを可能とする。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	28	26	24	22	22	
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
	計		28	26	24	22		
	執行額		28	26	24			
	執行率(%)		100%	100%	100%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	日本海及び黄海の海洋環境の保護に関する各種の活動の実施に貢献した。			成果実績 参加国	4	4	4	
				達成度 %				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	日本海及び黄海における海洋環境データの共有や、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ゴミ対策などの活動を行っている。			活動実績 (当初見込み)	1	1	1	—
				政府間会合			()	()
単位当たり コスト	地域事務所の運営費、人件費等であり事務所が適切に機能するために使用されている。(550万円/国)。			算出根拠	執行額÷参加国数			
平成 24・25 年度 予算 内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	北西太平洋地域海行動計画拠出金	22	22					
	計	22	22					

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		中国や韓国からの海岸漂着ゴミが深刻となっている自治体からは、日本政府の対応についての強い要望がきているところ、NOWPAPを通じた対応は、優先事項が高く、日本、中国、韓国、ロシアの4か国の枠組みであるNOWPAPを活用すべきである。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	－	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		中国や韓国からの海岸漂着ゴミへの対応については、日本、中国、韓国、ロシアの4か国が協力して日本海や黄海の海洋環境の保護を目的とするNOWPAPを活用することにより、中国や韓国に対し、地域の共通の課題として、海岸漂着ゴミへの対策を促すことができ、パイでの働きかけ以外に有効な手段がない現状では、実効性が高い手段となっている。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			
点検結果				
	日本以外の国の分担金を増加させることにより、NOWPAPの活動規模を拡大することが必要である。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		55	平成23年行政事業レビュー	
			50	

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	生物兵器禁止条約会合(BWC)分担金		担当部署	軍縮不拡散・科学部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度			担当課室	生物・化学兵器禁止条約室		室長 今給黎学		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-1 国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	BWC運用検討会議最終文書での合意に基づく				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	BWC(生物兵器禁止条約)の分担金を支払うことで条約上の義務を果たすと共に、分担金によって開催されるBWC専門会合及び締約国会合に出席の上、議論に積極的に参加し、我が国の立場を反映させる。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は、同会合に参加する締約国が、国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ、締約国である我が国としては、会合経費を負担する必要がある。運用検討会議での決定に基づいて、履行支援ユニット(ISU)が調整して、専門家会合、締約国会合がそれぞれ年1回ずつ、5年に一度運用検討会議が開催され、条約の遵守強化の取組が進められる。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	12	11	23	21	14	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
	計		12	11	23	21	14	
	執行額		13	9	24			
執行率(%)		107.5	82.5	106.2				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	(目標)生物兵器禁止条約(BWC)の普遍化・国内実施等の強化により、大量破壊兵器の一つである生物兵器の不拡散やバイオ脅威を低減。 (成果実績)各国のBWC遵守に対する取組の促進という成果が出ている。普遍化については加盟国数が164から165に増加。		成果実績	加盟国数	163	164	165	166
			達成度	%				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	デュアルユース教育の重要性の認識向上や各国での行動規範の確立、剤の安全管理等につき年ごとにテーマを設定し会議を開催。これら会議への参加国数の増加も活動指標。2006年の運用検討会議の決定を受け、2011年に第7回運用検討会議及びその準備委員会を開催。		活動実績 (当初見込み)	会合数	専門家会合、締約国会合をそれぞれ1回ずつ実施。	専門家会合、締約国会合をそれぞれ1回ずつ実施。 (2)	第7回運用検討会議、右準備委員会をそれぞれ実施。 (2)	— (2)
単位当たりコスト	約41万75千ドル(約3,925万円)/回		算出根拠	2010年の専門家会合及び締約国会合の総経費は約83万5千ドル(約7,849万円)。これを会合数の2で割ったもの。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	分担金	21	14	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
	計	21	14					

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の状況・予算の状況・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		・大量破壊兵器の一つである生物兵器の開発や製造を禁止する条約への貢献は、我が国の安全保障確保上重要。国家が加盟する条約であり国が実施すべきであり、事務局のスタッフは3名であるが効率的に運用されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		・生物兵器を禁止する唯一の条約。事務局である履行支援ユニットに対し、コスト削減、効率的運用の必要性を随時申し入れている。軍縮不拡散条約加盟による利益は広く国民が裨益しているものと言える。使途は真に必要なもののみに限られている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		・条約以外で同目的手段なし。年2回の会合開催により、条約実施のための有効な活動が行われている。BWC関連8省庁との協力の下実施。成果物はその後の各国の普遍化・国内実施等に有効に活用されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			
点検結果	本件予算は国際機関分担金であり、条約加盟国は運用検討会議最終文書に基づき、国連分担金に関し定められる分担率に基づき分担金を支払うことが義務付けられている。我が国の分担率は国連の分担率に準拠しており現在約12%。我が国は米国に次ぎ2番目の分担金を負担。本件分担金がスイス・フラン建てでありフラン高の進行によりドル換算費用が増加傾向にあり、また、履行支援ユニット(ISU)の拡大が現実的な課題として議論されている。我が国は医療保健分野や生命科学分野の先進国として疾病ブレイクアウト等のバイオ脅威対策の観点からもBWCの活動にも積極的に貢献していく必要があるが、引き続き、無駄のない効率的な予算配分を求めていく。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		60	平成23年行政事業レビュー	53

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	国際穀物理事会(IGC)分担金		担当部局庁	経済局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成7年度		担当課室	経済安全保障課		課長 大隅 洋			
会計区分	一般経費		施策名	Ⅶー2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項		関係する計画、通知等	1995年国際穀物協定の穀物貿易規約第21条					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際穀物協定は、穀物貿易にかかる国際協力を促進するための「穀物貿易規約」と途上国への食糧援助のための「食糧援助規約」の2つの法的文書から構成されており、国際穀物理事会(International Grains Council)は穀物貿易規約の運用機関。穀物の最大の輸入国である我が国にとって、同協定の下での協力は極めて重要。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	穀物の貿易に関する国際協力の促進、国際穀物市場の安定への寄与、穀物生産・消費・在庫・貿易等に関する情報交換の場の提供を行う。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	24	21	20	17	19		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
	計		24	21	20	17	19		
	執行額		24	21	18				
執行率(%)		100.0%	97.7%	92.1%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	穀物に関する情報(生産量、消費量、貿易量等)を時宜を得た形で加盟国及び購入者に提供していくことを通じ、国際穀物市場の安定に寄与していくことを目指す。			成果実績	国・共同体	26	27	26	26
				達成度	%	100	100	100	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	穀物の貿易全ての側面について国際協力を促進すること、国際穀物市場の安定に寄与すること、穀物貿易に関する情報交換及び討議の場を提供することが協定に基づいて行われるための会議(注:我が国が出席する主な会議)数。			活動実績 (当初見込み)	会議数 /年	7	7	10	— (7)
単位当たり コスト	1,077(千円/平成23年度)			算出根拠	IGC事務局運営費(職員17名)に対する日本の分担金額				
平成24・25年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	その他	17	19						
	計	17	19						

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		我が国は穀物の約70%以上を海外からの輸入に依存しており、穀物市場及び貿易に関する情報を政府間で収集し、情報・意見交換することは、穀物の安定供給に向けた効果的な取組を確保する上で有益。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		近年、事務局予算は名目ゼロ成長となっており、事務局は職員雇用の抑制等、支出抑制に努めている。また、IGC事務局長は、理事会において作業計画の承認を求め、予算執行報告及び年次報告を行うが、我が国を含む加盟国は、これらの議論を通じて、事務局に対して事業の効率化を求めている。他加盟国の分担金滞納状況等疑義ある点について理事会等の場において指摘すること等により、事業の円滑な実施に努めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		IGCの活動は穀物の市場及び貿易に関する情報提供機関として、国際場裡でも高く評価されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	IGCは、会計年度終了後に決算書及び事業実施報告書が作成されるため、我が国は、これらの内容を精査・把握し、これらを踏まえ、新規予算作成の段階において事業の効率化等を理事会等で主張することにより適正な予算管理に努めている。 我が国は最大の食料純輸入国であり、穀物の大半を輸入に頼っているため、IGCへの加盟は引き続き有益。 なお、効率的な事業執行を働きかけていくことにより、できる限り分担金負担の圧縮に努めていく。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		56	平成23年行政事業レビュー	51

平成24年行政事業レビューシート (外務省)										
事業名	国際刑事裁判所新庁舎建築費分担金			担当部局庁	国際法局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始			担当課室	国際法課		課長 小林賢一			
会計区分	一般会計			施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項			関係する計画、通知等	国際刑事裁判所に関するローマ規定(多国間条約)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際刑事裁判所の目的である国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における「法の支配」の確立を推進する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、我が国の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者の保護等の活動のために使われている。 国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、121か国の締約国中トップ(2012年度は18.57%)であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。									
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
			当初予算				11	47	30	
			補正予算				—	—		
			繰越し等				—	—		
	計				11	47				
	執行額				0					
執行率(%)				0						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標					単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	ICCに係属中の事態に関し、実効的な捜査及び迅速な裁判を行い、犯罪者を処罰する。				成果実績	付託件数	4事件/5名	5事件/7名	8事件/14名	9事件/15名
					達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標					単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	平成23年度は他の締約国の一括払いの資金により建築費を賄うことができたため、我が国からの拠出は0。平成24年度は我が国の分担金が発生する予定。				活動実績 (当初見込み)	建設予定施設数	1	1 ()	1 ()	1 ()
単位当たりコスト	62千円(建設費等/1人あたり)				算出根拠	47,184千円÷766人(平成24年度予算額÷職員数)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	新庁舎建設費、仮庁舎賃貸料、移転関連費用		47	30						
計		47	30							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	ICCの現在の庁舎は仮庁舎であり、ホスト国による仮庁舎の無償貸与期間が2012年末に終了する見込であるため、できるだけ早くに恒久的な新庁舎を建築する必要がある。(新庁舎が2015年に完成するまでは現在の仮庁舎を賃借料を支払って使用する予定。)
	—	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	平成23年度は他の締約国の一括払いの資金により建築費を賄うことができたため、我が国からの拠出は0。平成24年度は我が国の分担金が発生する予定。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	△	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	①新庁舎デザインの数多い修正、②新庁舎建築に派生する費用の発生、③新庁舎の完成の遅延による仮庁舎賃貸料の発生等の問題があり、現在、これらの問題の早急な解決を目指して締約国会議で議論が進められている。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	予算の支出先は、予算財務問題の専門家で構成される予算財務委員会(CBF)の報告書と毎年11～12月に開催される締約国会議によって承認される予算書の中で決定されており、不明朗な支出項目があれば締約国が異議を申し立てることが可能である。なお、裁判所の書記及び検察官は、承認された各機関の予算の範囲内であれば、支出項目間で支出額を調整することが可能である(予算財務規則104.3)。 予算の使途については、CBF及び締約国会議に提出される裁判所の予算執行状況に関する報告書において報告されているほか、CBFが予算財務規則に違反する支出がなかったか否か確認しており、また、外部会計監査人が第三者の立場から会計監査を行っている。さらに、裁判所の内外の委員によって構成される監査委員会が設置されている。なお、我が国からCBF委員1名を輩出している。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号 平成22年行政事業レビュー 平成23年行政事業レビュー 2			

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金 (義務的拠出金)		担当部局	国際協力局		作成責任者		
事業開始・ 終了(予定) 年度	平成2年		担当課室	地球環境課		課長 杉中 淳		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、 通知等	ウィーン条約第6条3				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	「オゾン層保護のためのウィーン条約」は、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいる地球を取り巻くオゾン層を、フロン等のオゾン層破壊物質から保護することを目的としており、各締約国によるオゾン層保護のための国際協力の推進等を定めている。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	本条約は1985年3月22日にウィーンで採択され、2010年2月現在、195か国及びECが加盟。我が国については1988年9月30日に国連事務総長に加入書を寄託し、同年12月29日より効力が生じている。 条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。条約事務局は、各国からの拠出金を通じ、職員9名で主に以下の業務を実施。 (1) 締約国会議の開催(COP:3年に一回)、及びそれに伴うビューロー会合等関連会合の開催、(2) オゾン研究管理者会議の開催(3年に一回)、(3) オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、(4) ウェブサイトの運営、締約国会議が決定する他の任務の遂行、等。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	10	9	9	8	6	
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
		計	10	9	9	8		
	執行額		10	9	9			
	執行率(%)		100%	100%	100%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	オゾン層保護に係る国際協力の推進及び代替物質の開発が促された。普及啓発活動により全ての途上国を含む全世界の国の加入が実現した。			成果実績 締約国数	193	196	197	
				達成度 %				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	本件拠出金を用いて、事務局は締約国会議及びオゾン観測研究管理者会議を3年に一回開催している。また、オゾン層保護に係る国際的普及啓発活動を行っている。			活動実績 (当初見込み)	会議数 (回)		1 ()	— ()
単位当たり コスト	3,060ドル/国			算出根拠	拠出金÷締約国数			
平成24・25年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	オゾン層の保護のための ウィーン条約拠出金	8	6	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
計	8	6						

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		フロン等のオゾン層破壊物質は冷蔵庫やエアコン等の家電に含まれているところ、国民を挙げての取り組みが必要であり、国を挙げてその規制及び回収を定めた国内法を実施する必要がある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		事務局予算は毎年のMOPで我が国を含む先進国が厳しく精査しており、事務局予算の効率的運用・コスト削減・費用対効果の確保に努めている。その結果、我が国の主張は事務局予算の決定に概ね反映されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		事務局予算は毎年のMOPで我が国を含む先進国が厳しく精査しており、事務局予算の効率的運用・コスト削減・費用対効果の確保に努めている。その結果、我が国の主張は事務局予算の決定に概ね反映されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	特段の問題はないが、引き続き効果的な事業の実施を求めている。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		62	平成23年行政事業レビュー	55

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	経済協力開発機構金融活動作業部会 (FATF) 分担金	担当部局庁	総合外交政策局	作成責任者				
事業開始・終了(予定) 年度	平成4年度開始	担当課室	国際安全・治安対策協力室	室長 岡島 洋之				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第32条 外務省組織規則第12条	関係する計画、通知等	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 「テロの未然防止に関する行動計画」 経済協力開発機構条約第20条2					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) は、1989年のG7アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組み。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネロン・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では不拡散問題にかかる金融上の対策についても一定の役割を果たしている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全体合会に加え、複数のワーキンググループを設置し、①国際的な基準となる「40の勧告」の策定と実施状況の監視、②「テロ資金供与に関する特別勧告(9の勧告)」の策定と実施状況の監視、③新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、④問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、⑤拡散金融についての取組を行っている。 現在のメンバーはOECD加盟国を中心とした34か国・地域、2機関。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	11	10	8	7	7	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
	計		11	10	8	7	7	
	執行額		8	8	7			
執行率 (%)		75.6	84.4	85.0				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	マネロン・テロ資金供与対策に係る国際協力を推進。 対策が不十分な国(現在約40か国・地域)を年3回公表、モニターし、リスクを警鐘。		成果実績	回	1	3	3	3
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	全体会議年3回、その他中間会合3回程度開催。 各国のマネロン・テロ資金供与体制の確認(年6か国程度)。対策が不十分な国のモニター・新規特定その他タイポロジー研究等。		活動実績 (当初見込み)	全体会議回数	3	3 (3)	3 (3)	— (3)
単位当たりコスト	3(百万円/対策が不十分な一つの国・地域に係る状況のモニター)		算出根拠	約40か国・地域の状況を年3回更新して、国際金融市場に警鐘を発出していることから、各国による分担金総額3,102千ユーロを(40X3)で割り、単位当たりコストを計算した。もっとも対策が不十分な国に係る活動はFATF全体の活動の一部であり、このほかマネロン事案の分析や新しい国際ルール策定等に関する活動も行っているところ、あくまで目安。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	分担金	7	7					
	計	7	7					

事業所管部局による点検					
	評価	項目		評価に関する説明	
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		国際金融システムがマネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するためには、国際社会の一致した取組が必要であり、犯罪の防止・早期摘発・訴追といった観点で我が国国民の生活にも裨益している。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。			
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。			
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		FATFは例年10月の全体会合で次年度の予算案を議論するが、それに先立つ6月会合で予算の執行状況、次年度予算の想定につき事務局から報告がなされている。参加国はこれら報告を基に予算案の合理性、効率性を検討、審議の上、予算額を決定している。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。			
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。			
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		FATFは国際的なマネロン・テロ資金供与対策において中心的な役割を担っており、G20首脳からの要請等に応える形で、対策が不十分な国に関する取組を進めているほか、金融システムを使った新たな脅威についても対応を図っている。 我が国分担金は、財務省が1／2を負担し、警察庁、金融庁、法務省及び当省が1／6ずつ負担。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。			
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	※類似事業名とその所管部局・府省名		財務省、警察庁、金融庁、法務省
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			
点検結果	マネーロンダリングやテロ資金供与対策は、国民生活の安全や国際金融システムの保護に資するものであり、G8・G20サミットでも主要な問題の一つとして取り上げられており、我が国としても積極的に取組む必要がある。我が国もFATF参加国の一員とし分担金の拠出が義務となっているが、FATF事務局に対し引き続き事業の効率化を求めるなどし、予算の増加に対して厳しく対応の上、分担金総額の減額に努める。				
	予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)					
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し			
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年行政事業レビュー		61	平成23年行政事業レビュー 54		

平成24年行政事業レビューシート（外務省）										
事業名		アジア欧州財団拠出金（義務的拠出金） （ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION）			担当部局庁		欧州局		作成責任者	
事業開始・終了（予定）年度		平成9年度開始			担当課室		アジア欧州協力室		室長 倉光 秀彰	
会計区分		一般会計			施策名		国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費			
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条三			関係する計画、通知等		ASEM第1回首脳会合議長声明、アジア欧州財団に関する外相宣言、ASEM第6回首脳会合議長声明			
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		ASEMの唯一の常設機関であるアジア欧州財団（ASEF）に対して、アジア・欧州間の人的、知的、文化交流活動を実施するための大前提として不可欠な同財団の事務局運営経費の義務的資金拠出を行うことにより、ASEMプロセスにおける我が国の影響力・発言力を強化する。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		ASEM参加国・機関の政治的・道義的義務とされているアジア欧州財団（ASEF）事務局運営経費を負担するための資金拠出を行う。ASEF事業の実施のための足腰となる人件費を含む事務局運営経費に然るべきレベルの資金拠出を行うことにより、アジア・欧州間の人的、知的、文化交流の促進に寄与し、我が国によるASEMプロセスへの具体的な貢献を示す。								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		予算の状況	当初予算	7	9	8	6	6		
			補正予算	-	-	-	-			
			繰越し等	-	-	-	-			
		計		7	9	8	6	6		
		執行額		9	8	6				
執行率（％）		122.2%		95.2%	78.1%					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 （24年度）
		ASEMプロセスにおける影響力・発言力の強化。 （ASEFの運営・財政に関する実質的な決定・提案を行う執行委員会及び財政監査委員会の委員（幹部）ポストを得ることで、ASEFひいてはASEMIにおける影響力・発言力が大きく強まる。）			成果実績	—	ASEF理事会 幹部ポスト1	ASEF理事会 幹部ポスト2	ASEF理事会 幹部ポスト2	ASEF理事会 幹部ポスト1
					達成度	％	50	100	100	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
		ASEF事務局の運営経費としてレベルA拠出。 （ASEF事務局の運営経費は、3段階の負担割合（レベルA、B、C）から、参加国・機関の自己申告で拠出を行う（通称：ヘルシンキ・フォーミュラ）。）			活動実績 （当初見込み）		レベルA （レベルA）	レベルA （レベルA）	レベルA （レベルA）	— （レベルA）
単位当たりコスト		約55,322SGD／参加国等			算出根拠	ASEFの事務局運営経費2,655,438SGD÷参加国等48≒55,322				
平成24・25年度予算内訳 （単位：百万円）	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	運営費		6	6						
計										

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	・ASEFは、ASEMに参加するアジア・欧州のシンクタンク、国民及び文化団体間の交流を促進するための活動を実施しており、これらは、日本社会と日本人がアジア及び欧州との繋がり及び相互理解を深める上で、優先度が高い事業といえる。 ・ASEM第8回首脳会合(2010年)他において、ASEM参加国は、定期的な財政的貢献を要請されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きき場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	・2012年度事業の承認に当たり、ASEF理事会は、ASEF事務局による更なるコスト削減案を承認した。 ・ASEFの事業は、他の共催団体と費用負担を折半して実施することとなっている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	・ASEFは、設立以来、アジア・欧州46か国において、500以上のプロジェクトを実施、参加者は15,000人を超える。また、出版物やウェブサイト等を通じてさらに幅広い利用者を得ている。 ・ASEFの実施プロジェクトは、事前に各国により個人の資格で選ばれた理事で構成されるASEF理事会の厳正な審査を受けて、承認されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	ASEFは、ASEMの唯一の常設機関として、ASEMの第3の柱(社会、文化、教育その他)においてアジア・欧州間の相互理解を促進する重要な役割を果たしている。現在、財団運営の更なる効率化を高める努力を行っており、我が国は、理事会及び関連の下部委員会のポストを占め、財団の運営に関するあらゆる事項に関与できる立場から、ASEFのそのような改革努力への支援を積極的に実施。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本 の 分担額・拠出額 に 応じて 要求額 を 見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本 の 分担額・拠出額 に 応じて 要求額 を 見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	66	平成23年行政事業レビュー	56

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)拠出金	担当部局庁	経済局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成15年度	担当課室	経済安全保障課	課長 大隅 洋				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項	関係する計画、通知等	2011年2月に開催された国際エネルギー・フォーラム(IEF)20周年記念特別関係級会合で採択されたIEF憲章 セクション10 パラグラフ1第a項					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	共同機関データイニシアティブ(JODI)及び産消対話を通じた石油市場の透明性の向上により、石油市場を安定化させることが目的。我が国のエネルギー安全保障の強化に資する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解を促進 (2)エネルギー、技術、環境、経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供 (3)健全な世界経済、供給と需要の安定確保、エネルギー資源の世界的な取引の拡大のための安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	10	6	8	7	7	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
		計	10	6	8	7	7	
	執行額	9	6	6				
	執行率(%)	95.2%	100.0%	71.9%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	IEFは共同機関データイニシアティブ(JODI)の活動拡充、エネルギー需給見通しや原油価格形成要因に関するIEAやOPECとの共同研究の実施等を通じて、世界の石油・ガス市場の透明性の向上と価格の乱高下の抑制に貢献する。		成果実績	参加国 数	40	66	86	89
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	石油市場の透明性を確保するための会議(注:我が国が出席する主な会議)数。		活動実績 (当初見込み)	会議数 /年	3	3	3	—
						(3)	(3)	
単位当たり コスト	501(千円/平成23年度)		算出根拠	IEF事務局運営費(職員数16名)に対する日本の分担金				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	その他	7	7					
	計	7	7					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本震災後、発電用燃料として石油やガスといった化石燃料への依存度が高まる中、石油・ガス市場の透明性の向上と安定化に向けて、3月に開催された閣僚級会合等での産消対話やデータ整備・公表等を通じてIEFが果たしている役割は益々重要となっている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	近年、事務局予算は名目ゼロ成長を超えた微増を示しているが、事務局は出張旅費や監査費用の抑制等、支出抑制に努めている。また、IEF事務局は、旅費、監査費用等の経費について予算節減を講じている。IEF憲章に基づいて、IEF参加国は石油・ガスの生産量乃至消費量に応じた費用負担を行っている。また、IEF事務局は理事国が合意した作業計画に則った活動を着実に実施しており、年に2回開催される理事会で予算面も含め、活動報告を適切に行っている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	IEF事務局は、加盟国の承認を得た作業計画にしたがって活動を行っている。G20に対しては、IEAやOPEC等の他の国際機関とともに作成したレポートを提出している。IEFは他の国際機関と協力しつつJODI運営しており、業務上の他の関係国際機関との役割分担も明確化にも努めている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	IEFは、会計年度終了後に外部監査官が財務報告書を作成するため、我が国は、これらの内容を精査・把握し、これらを踏まえ、新規予算作成の段階において事業の効率化等を理事会等で主張することにより適正な予算管理に努めている。 エネルギー市場の安定化や透明性の向上に向けてIEFが果たしている役割は大きく、我が国がIEFを引き続き支援していくことは重要。 なお、効率的な事業執行を働きかけていくことにより、できる限り分担金負担の圧縮に努めていく。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	63	平成23年行政事業レビュー	60

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	太平洋経済協力会議(PECC)拠出金	担当部局庁	経済局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和63年度開始	担当課室	アジア太平洋経済協力室	室長 毛利 忠敦			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶー2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第一項 外務省設置法第四条第三項	関係する計画、通知等	太平洋経済協力会議(PECC)日本委員会委員長の要請に基づく				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	太平洋経済協力会議(PECC)の活動への支援を通じ、環太平洋諸国・地域の相互的経済協力及び安定性、繁栄及び進歩、ならびに同諸国・地域の経済社会的福祉の促進に貢献する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	メンバーとして予め合意された分担率に従い、PECC国際事務局への拠出を行う。また、補正については、上記経済危機克服、環境技術の紹介等を目的とするPECC国際シンポジウムの開催を支援するため、同事務局へ合わせ拠出を行うもの。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	9	8	8	7	7
		補正予算	108	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—	
		計	117	8	8	7	7
	執行額	117	8	8			
	執行率(%)	100%	100%	100%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	APEC閣僚会議及び首脳会議に対し、PECCとして産官学の立場から提言を行う。	成果実績	回	1	1	1	1
		達成度	%	100	100	100	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	年に一回のPECC総会を開催し、産官学の立場からAPEC閣僚会議及び首脳会議への提言を取りまとめる。	活動実績 (当初見込み)	会議開催数	1	1	1	—
					(1)	(1)	(1)
単位当たり コスト	(7, 501, 000円/1拠出)	算出根拠	他エコノミーからの拠出もあるため1回あたりのコストは算出できないが、1年度1回の拠出。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	その他	7	7				
	計	7	7				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	APECの公式オブザーバーとなっているPECCは、全APEC参加エコノミーが加入しており、国際事務局に対し拠出を行っている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きき場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	PECCは義務的拠出金となっており、その使途については、事務局員の人件費、出張旅費等の官房経費からプロジェクト経費等も含まれており、毎年前年の会計等報告を受けている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	毎年PECC国際総会が開催され、目標・方向性等について議論が行われ、プロジェクト等が採択されていく。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	当該拠出金は、PECCの途上国・地域メンバーを財政支援するために設置された「PECC基金」に対し、規定の分担率に基づきPECCのメンバーが負担するという義務的拠出金。分担率はPECCメンバーの経済規模(一人当たりのGDP)に応じて定められ、我が国の分担率は17.04%。PECCは毎年APEC閣僚会議・首脳会議に向け、学術的、政策的及びビジネス的な側面から提言を行っている。 また、2010年は日本がAPEC議長を務め、横浜で行われた首脳会議において「横浜ビジョン」をとりまとめたが、この動きに相乗効果を出すべく、同年に日本(PECC日本事務局)が議長となり、東京でPECC総会(2年に一度開かれる全メンバーによる最大の会合)を開催し、横浜APECに対しても、上述のような貢献を行うことが出来た。 このように、応分の拠出金負担を日本が担っていることにより、会議における日本(PECC日本事務局)の発言力が強くなり、サブロジ(PECC総会開催誘致など)やサブスタンス(「たくましい社会」の構築に向けた取組の推進など)の面で具体的な成果を出すことが可能。
	○		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号 平成22年行政事業レビュー 64 平成23年行政事業レビュー 57			

平成24年行政事業レビューシート (外務省)										
事業名	常設仲裁裁判所 (PCA) 分担金			担当部局庁	国際法局		作成責任者			
事業開始・終了(予定) 年度	昭和26年度			担当課室	国際法課		課長 小林賢一			
会計区分	一般会計			施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項			関係する計画、通知等	国際紛争平和的处理条約第50条					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国は、国際社会における各種司法制度を積極的に活用した紛争の平和解決を重視してきており、国際社会における「法の支配」を推進してきている。本裁判所は、交渉によっては解決し得ない国際紛争を、国家が選定する裁判官が、法の尊重を基礎として処理することを目的としている。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本裁判所分担金の拠出は、国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきた本裁判所の活動の基本的財源を確保し、国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。									
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
			当初予算	8	7	6	6	6		
			補正予算	—	—	—	—			
			繰越し等	—	—	—	—			
	計		8	7	6	6				
	執行額		8	7	5					
	執行率 (%)		100	100	71					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)	
	紛争の平和的解決を通じて、国際社会における「法の支配の推進」に寄与する。			成果実績	加盟国数	109	111	113	115	
				達成度	%	100	100	100		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	国家間や企業などを当事者とする国際紛争の、平和的かつ法的に正当な解決を目指す。			活動実績 (当初見込み)	職員数	15	19	19	19	
				() () ()						
単位当たりコスト	24万円(人件費等)			算出根拠	4,582千円÷19人(平成23年度拠出額÷職員数)					
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由						
	その他(人件費、旅費、事務運営等)	6	6							
	計	6	6							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	目的・予算執行については、効率的・適正に処理されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	資金の流れ、費目等特に問題なし。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	多くの活動実績があり、十分な成果を上げている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	分担金の使途については、予算及び決算の各段階で全締約国が参加する財務委員会による審議、並びに常設評議会における採択という過程を通し、把握がなされている。また、これら以外にも、在蘭大法務担当書記官から、PCA国際事務局に対し、しばしば非公式の照会及び申し入れを行うほか、主要分担金拠出国でPCA財政問題を含むテーマについて非公式の会合を持つことで意見・情報の収集に努めている。PCAは近年急激に活動領域を拡大し、取扱件数を増加させるなど、仲裁裁判の利用促進を通じた国際社会における「法の支配」の発展への貢献度を高めている。これに合わせ、財政に関する方針にも変更が求められており、2010年には財政問題に関する検討会合を数次にわたり開催し、今後のPCA財政のあり方について締約国及び国際事務局の間で議論がなされ、2011年も継続して行われる予定である。我が国としてもこれら会合し積極的に参加し、PCAの発展と健全な財政の維持の両立のため発言を行っていく。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	58

平成24年行政事業レビューシート（外務省）												
事業名	アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）分担金			担当部局庁	国際法局		作成責任者					
事業開始・終了（予定）年度	昭和30年度開始			担当課室	国際法課		課長 小林賢一					
会計区分	一般会計			施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献							
根拠法令（具体的な条項も記載）	外務省設置法第4条第3項			関係する計画、通知等	アジア・アフリカ法律諮問委員会規定第7条							
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	国際法の分野におけるアジア・アフリカ諸国の意見を収斂し、国際社会に反映させる役割を担っているAALCO設立以来の加盟国として引き続きAALCOの活動を支持し、我が国に期待される役割を積極的に果たすことにより、アジア・アフリカ地域における国際法の漸進的発達に我が国としてのプレゼンス、リーダーシップを発揮すること。											
事業概要（5行程度以内。別添可）	AALCOは、主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、かつ適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな、国際法の漸進的発達や関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。本件は、設立以来のAALCO加盟国として、加盟国としての義務である分担金を拠出し、AALCO加盟国間における議論に積極的に参画し我が国の意見を反映させるとともに、AALCO総会及び関連会合のアジェンダ設定やテーマ設定に関与することによって国際法分野において我が国として関心の高いアジェンダの促進をAALCOを通じて追求するもの。											
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他											
予算額・執行額（単位：百万円）	予算の状況		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度要求	
			当初予算	6	6	6	5	5				
			補正予算	—	—	—	—					
			繰越し等	—	—	—	—					
	計		6	6	6	5						
	執行額		6	6	5							
	執行率（％）		100	100	92							
成果目標及び成果実績（アウトカム）	成果指標					単位	21年度	22年度	23年度	目標値（24年度）		
	成果目標：アジア・アフリカ地域における法の支配の促進や国際法の漸進的発達のプロセスへのアジア・アフリカ地域の貢献に、日本の意見を反映させていくこと。				成果実績	加盟国数	47	47	47	47		
					達成度	％	100	100	100			
活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標					単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込		
	年次総会の開催、各種セミナーやワークショップの開催、国連第6委員会やILCへの報告、出版など。（ただし、必要経費は主にホスト国負担や加盟国からの任意拠出でまかなっている。）				活動実績（当初見込み）	職員数	22	17	16	17		
									()	()	()	
単位当たりコスト	34万円（人件費等）				算出根拠	5,479千円÷16人（平成23年度拠出額÷職員数）						
平成24・25年度予算内訳（単位：百万円）	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由							
	その他（人件費、旅費、事務運営等）		5	5								
	計		5	5								

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	目的・予算執行については、効率的・適正に処理されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	資金の流れ、費目等特に問題なし。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	事務局は、最大限無駄を廃し、体制をスリム化し、業務を効率化する努力を行っている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	財政的な問題があるが、一定の改善も見られており、アジア・アフリカ地域における法の支配の促進及び国際法の漸進的発達にアジア・アフリカ諸国の利益を反映させることを促進する唯一の国際機関であるAALCOの枠組において、我が国として引き続きプレゼンスを示し、議論をリードすることは、国際法分野において我が国の利益を確保、増進する観点から重要であるところ、AALCOの加盟国として引き続き分担金を拠出することは適当であると考える。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	59

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	国際民間航空機関（ICAO）拠出金 （義務的拠出金）		担当部局庁	領事局		作成責任者		
事業開始・ 終了（予定）年度	平成18年度		担当課室	旅券課		課長 清水 洋樹		
会計区分	国際分担金其他諸費		施策名	Ⅶ－2 国際機関等を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献				
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	国際民間航空条約第54条（f）及び第175会期理事 会ICAO PKDの設置決議		関係する計画、 通知等					
事業の目的 （目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内）	IC旅券は、ICに格納されたデータの真正性を暗号技術によって検証できることでセキュリティ性が向上した旅券である。右検証にはIC旅券発給国が提供する公開鍵が必要であり、同鍵を集中管理するICAO PKD（Public Key Directory：公開鍵管理ディレクトリ）に参加し、インターネットを介して各国出入国管理当局及び航空界会社等に我が国IC旅券の公開鍵を確実に提供することを目的とする。							
事業概要 （5行程度以 内。別添可）	ICAO PKD参加には、参加申請が承認された後、自国の公開鍵登録システムを設置し、同システムの動作確認、所定の登録費・参加費の支払い及び公開鍵の登録を行う。PKD参加国は3ヶ月毎に公開鍵と右失効リストの更新を行い、PKD運用経費（固定）と事務局経費（参加国で均等に分担）を支払わなければならない。PKDの運営方針はPKD理事会によって決定され、運営はICAO事務局に委託されている。システムの構築、運用は請負企業によって行われている。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・ 執行額 （単位：百万円）			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	2	5	5	4	4	
		補正予算	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—			
		計	2	5	5	4	4	
		執行額	2	5	5			
	執行率（％）	100.0％	100.0％	100.0％				
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 （年度）
	旅券は申請に基づき発給されており、その発給数は国民の申請需要に対応していることから、政策的な定量的成果目標の設定には馴染まない。なお、IC旅券の発給は、毎年1,500万人超の海外渡航者の円滑な出入国に資するものとする。右欄は暦年の海外渡航者数。		成果実績	万人	1,544.6	1,663.7	1,699.4	
			達成度	％				
活動指標及び 活動実績 （アウトプット）	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	国内及び在外におけるIC旅券発給数。		活動実績 （当初見込み）	冊	4,139,406	4,170,762 (4,087,000)	4,056,064 (4,185,881)	— (4,185,881)
単位当たり コスト	(0.2円／冊)		算出根拠	23年度執行額(5,082千円)÷有効なIC旅券数(約2,378万冊)				
平成24・25年度 予算内訳 （単位：百万円）	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	その他	4	4					
	計	4	4					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	旅券とは、旅券所持人が自国民であることを発行国政府が国際的に証明する公文書(所有権は国)であるので、日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICAO)の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理は国が実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	ICAO PKDの運営に関する予算及び決算はICAO事務局が作成し、PKD理事会による承認を受ける仕組みとなっており、これら関連資料はPKD参加国に等しくメールによって配信されている。財務関連の状況把握はPKD理事会会合はもちろんのこと、メール審議においても可能であり、支出先・使途は明確かつ適当である。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	公開鍵を集中管理することにより、全てのIC旅券発給国が自国のIC旅券用公開鍵を全世界に同時に配布できるため、各国が個別に自国の公開鍵を他国に提供する必要がなくなり、IC旅券発給当局の負担が軽減されている。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	IC旅券のICチップには、記録された情報の真正性を確保するため電子暗号技術が施されており、右技術の検証に必要な情報を集中管理することで、安全かつ確実にセキュリティチェックを行うことができる。この情報を管理し各国へ適切に配付することを目的としてICAO PKDが設立されており、その運営に必要な事務局経費及びPKD運用請負会社への支払は、PKD参加国で均等負担する義務的拠出金により充当する独立採算(ICAO本体の拠出金からの補填はしない)となっているため、一方的な拠出金額の削減・見直しは困難。 なお、ICAO PKDの運営に関する予算及び決算は、PKD理事会による承認を受ける仕組みとなっていることから、理事会メンバー国として各参加国と連携し、PKD事務局に対して一層の業務効率化を求めていく所存。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0070	平成23年行政事業レビュー	62

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	国際事実調査委員会(IHFFC)拠出金(義務的拠出金)		担当部署	総合外交政策局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度開始		担当課室	人権人道課		課長 阿部 康次			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第35条		関係する計画、通知等	ジュネーブ諸条約第1追加議定書第90条7					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際人道法の履行の確保・促進に貢献し、もって武力紛争による犠牲の軽減に寄与することを目的とするもの。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国際人道法は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要であり、第1追加議定書は、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関による国際人道法の適用確保手段として国際事実調査委員会を設置する規定を置いた(第90条)。我が国は、第三者機関の監視による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、国際人道法の的確な実施を確保し、有事においても国際法に則って行動するという意思を国際社会に明らかにする意味でも極めて重要であるとの観点から、第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払の義務を負っている。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	6	5	4	4	4		
		補正予算	-	-	-	-			
		繰越し等	-	-	-	-			
		計	6	5	4	4	4		
	執行額		5	5	3				
執行率(%)		90.5	100	65.2					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	(成果目標)第三者機関による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保の監視、及び国際人道法の的確な実施の確保。 (成果実績)加盟国数			成果実績	ヶ国	71	72	72	-
				達成度	%	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	委員会年次会合開催回数			活動実績 (当初見込み)	回	1	1 (1)	1 (1)	— (1)
単位当たり コスト	2,775(千円/回)			算出根拠	我が国拠出額(2,775千円)÷回数(1回)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	拠出金	4	4						
	計	4	4						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	2012年度拠出額に関し、同委員会の2009年度予算から発生した余剰金(我が方分)を控除するよう依頼し、承認された。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	毎年提出される報告書により確認を行っている。また、同委員会は、年次会合とワーキングセッションを続けて開催すること等業務合理化により運営費用削減に努めていることから、(為替変動に伴う自然増を除く実質の)予算額は年々減少傾向にある。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	第三者機関による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保の監視、及び国際人道法の的確な実施の確保に資している。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払の義務を負っているが、予算案に対する精査を行うと共に、毎年提出される報告書により使途等の点検を行っている。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	68	平成23年行政事業レビュー	61

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金	担当部局庁	総合外交政策局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成13年度開始	担当課室	国際安全・治安対策協力室	室長 岡島 洋之				
会計区分	一般会計	施策名	VII-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第32条 外務省組織規則第12条	関係する計画、通知等	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 「テロの未然防止に関する行動計画」					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	アジア太平洋マネーロンダリング対策グループは、FATFによって設定された国際的な基準・勧告をもとに、アジア太平洋地域のマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進、対策が不十分な国・地域に対する技術支援・研修等に取り組む。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	FATFによって設定された基準等をもとに、アジア太平洋地域の各国を対象に相互審査(メンバー同士でマネーロンダリング・テロ資金対策に関する措置・環境についての審査を実施)、情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換を行う)、技術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当者等を集めるセミナー等)を実施。40か国・地域が参加。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	3	4	3	3	4	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
	計		3	4	3	3	4	
	執行額		3	4	3			
執行率(%)		100.0	100.0	100.0				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	FATFによって懸念を示された国等への技術援助を通じた国際金融市場のリスク軽減。そのための技術援助ミッション派遣回数(APGの活動はこれに限定されるものではない)。		成果実績	回	7	10	10	10
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	・全体会議を年1回開催。 ・加盟国のマネロン・テロ資金供与体制の相互審査、技術援助、FATFによる問題国特定への協力等を議論。		活動実績 (当初見込み)	回	1	1 (1)	1 (1)	— (1)
単位当たりコスト	14 (百万円/会議)		算出根拠	APGの活動の一つである技術援助について10か国に技術援助ミッションが派遣された(2010-2011APG報告書)ところ、各国分担金総額1730千豪ドルを10(派遣回数)で割った。なお、APGの活動はこれに限定されないものであくまで目安。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	分担金	3	4					
	計	3	4					

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		国際金融システムがマネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するためには、国際社会の一致した取組が必要であり、犯罪の防止・早期摘発・訴追といった観点で我が国国民の生活にも裨益している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	—	不用率が大い場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		APG予算は、例年7月の全体会合で、参加国が前年度予算の執行状況も勘案しつつ、事務局作成の予算案の合理性・効率性を審議、決定し、予算額を決定している。また、例年10月頃に、詳細な会計報告を含む年次報告書を公式HP上で公開し、予算の透明性に努めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		APGはアジア太平洋地域におけるマネロン・テロ資金供与対策において中心的な役割を担っており、FATF(国際的なマネロン・テロ資金供与対策枠組み)との連動のもと、対策が不十分な国に関する取組や、ローキャパシティ国支援等で貢献。 我が国分担金は、警察庁が1／2を負担し、金融庁、法務省、当省及び財務省が1／6ずつ負担。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名		
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	マネーロンダリングやテロ資金供与対策は、国民生活の安全や国際金融システムの保護に資するものであり、G8・G20サミットでも主要な問題の一つとして取り上げられており、我が国としても積極的に取組む必要がある。我が国もAPG参加国の一員として分担金の拠出が義務となっている(なお分担金を拠出しない場合、メンバー資格が停止される)が、予算の増加に対して厳しく対応の上、分担金総額の減額に努める。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー	69	平成23年行政事業レビュー	63	

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	南極条約拠出金(義務的拠出金)		担当部局庁	国際協力局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度		担当課室	地球環境課		課長 杉中 淳			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	南極条約事務局設置措置及び同本部協定並びに第26回南極条約協議国会議決定					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	事務局は、南極環境の保護および南極に於ける科学研究の自由と国際協力の確保のために、南極条約協議国の観測活動や南極条約体制下の交渉に関する情報総括、協議国会議の運営等により、南極条約体制を円滑ならしめることを目的として運営されている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	南極条約事務局は、2001年の第24回協議国会議でアルゼンチンのブエノスアイレスに設置することを決定。2004年の第27回協議国会議で初代事務局長を選出、同年9月より業務開始。 職員9名で、主に協議国会議の開催(年一回)、ウェブサイトの運営、ディスカッションフォーラムの運営、各国活動報告のとりまとめ、公開を実施。南極条約関連活動に対する拠出金は外務省・文科省・環境省で3分の1ずつ負担し拠出している。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	1	1	2	2	2		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-	-		
	計		1	1	2	2			
	執行額		0.7	1	2				
執行率(%)		143%	100%	100%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	他締約国の協力を得て我が国初の各国南極基地の査察を行い、昭和基地運営に有効な知見を得た。協議国会議の開催を通じて南極環境保護の強化に貢献した。			成果実績	決議数	33	27	21	
				達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	本拠出金により協議国会議を年一回開催している。事務局は南極基地運営に関する締約国からの情報の集約、南極に関する普及啓発、南極に関する科学機関や漁業機関のとりまとめを行っている。			活動実績 (当初見込み)	会議回数(回)	1	1	1	-
								()	()
単位当たりコスト	47,842ドル/国			算出根拠	拠出金÷協議国数				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	南極条約拠出金		2	2					
計		2	2						

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		我が国の昭和基地や観測船「しらせ」に対する国民の人氣は高く、南極に於ける我が国の研究・観測活動は南極条約及び環境保護議定書の実施を国家として確保するために必要不可欠である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不用率が大い場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		毎年行われる協議国会議(ATCM)において、我が国を含む先進国は事務局予算の効率的運用・コスト削減・費用対効果の確保に努めており、我が国の主張は事務局予算の決定に概ね反映されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		毎年行われる協議国会議(ATCM)において、我が国を含む先進国は事務局予算の効率的運用・コスト削減・費用対効果の確保に努めており、我が国の主張は事務局予算の決定に概ね反映されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			
点検結果	特段の問題はないが、引き続き効果的な事業の実施を求めていく。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		72	平成23年行政事業レビュー	65

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	コロンボ計画分担金	担当部局庁	国際協力局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和31年度開始	担当課室	国別開発協力第一課	課長 横山 正			
会計区分	一般会計	施策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項	関係する計画、通知等	コロンボ計画憲章第8章4条(a)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	1951年に設立されたASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南アジア地域協力連合)諸国の26か国が参加する国際開発機関であるコロンボ計画への支援を通じ、我が国ODA大綱に掲げる南南協力を積極的に推進する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営のための分担金。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☒ その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	2	2	2	1	1
		補正予算	—	—	—	—	
		繰越し等	—	—	—	—	
	計	2	2	2	1		
	執行額	2	2	2			
執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	南南協力の積極的な推進。	成果実績	人	1736	2162	3068	
	研修参加者の数(参考指標)	達成度	%				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	本分担金は事務局経費であるため、実施プログラム数を参考指標とする。	活動実績 (当初見込み)	プログラム数	57	80	87	—
				()	()	()	()
単位当たり コスト	1事業あたりの事務局運営経費:5,000米ドル	算出根拠	全加盟国による分担金総額 435,000ドル÷87事業=5,000米ドル				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	コロンボ計画分担金	1	1				
	計	1	1				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	-	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	コロポ計画は国際機関であり、加盟主体は国に限定されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	常設委員会での経費削減や経費の使途のチェックを通じて、事務局もコスト削減意識を有している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	コロポ計画の実施プロジェクト目標数と実績からも、活動は見込みにあったものといえる。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	コロポ計画は、国際職員の給与や手当の減額等の経費削減を実施、効率的・効果的な事務所運営に取り組んでおり、分担金は適切に活用されている。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	71	平成23年行政事業レビュー	64